

産業廃棄物適正処理 ガイドブック

排出事業者向け





はじめに.....	1
1. 事業者の責務(4つのポイント).....	2
2. 廃棄物の定義と総合判断説.....	3
3. 廃棄物の分類.....	4
4. 産業廃棄物の種類.....	5
5. 特別管理産業廃棄物の種類.....	6
6. 混合廃棄物等.....	8
7. 注意が必要な特別管理産業廃棄物 その1 ～PCB廃棄物～.....	9
8. 注意が必要な特別管理産業廃棄物 その2 ～石綿含有廃棄物～.....	12
9. 注意が必要な特別管理産業廃棄物 その3 ～水銀廃棄物～.....	14
10. 排出事業者の責務.....	15
(1)分別.....	15
(2)保管基準(法第12条第2項、施行規則第8条、法第12条の2第2項、施行規則第8条の13).....	15
(3)自ら運搬—処理基準(法第12条第1項、施行令第6条第1項第1号).....	16
(4)自ら処理—処理基準(法第12条第1項、施行令第6条第1項第2号・第3号).....	17
(5)帳簿の作成義務(法第12条第13項、施行令第6条の4、施行規則第8条の5).....	18
(6)建設工事に伴って発生する廃棄物の処理責任(法第21条の3).....	19
(7)建設廃棄物の事業場外保管の届出(法第12条第3・4項、第12条の2第3・4項).....	20
(8)委託契約のルールと再委託の禁止(法第12条第5～7項、第12条の2第5～7項).....	21
(9)優良産業廃棄物処理業者認定制度.....	23
(10)産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付義務(法第12条の3).....	24
(11)産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況報告について(法第12条の3第7項).....	26
(12)廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物処理責任者の選任義務.....	29
(13)多量排出事業者の責務(法第12条第9項、法第12条の2第10項).....	30
(14)野外焼却の禁止(法第16条の2).....	31
(15)罰則の強化について.....	32
(16)主な業種ごとの処理について.....	33
11. 産業廃棄物の処理の概要.....	39
(1)産業廃棄物処理業の許可の区分.....	39
(2)産業廃棄物処理施設(法第15条第1項).....	39
(3)最終処分場の種類.....	40
(4)産業廃棄物処理施設設置者の義務.....	41
12. 沖縄県における産業廃棄物処理業の許可について.....	42
13. 報告徴収、立入検査、改善命令等に係る権限について.....	44
廃棄物の処理に関連した各種リサイクル法.....	45
排出事業者からよくある質問.....	46
産業廃棄物処理委託チェックリスト.....	49



廃棄物の処理、どうしていますか？

毎日の仕事のなかで、次から次へと出てくる廃棄物。
溜まってきたな…と思ったら、電話一本で回収しに来てくれる運搬トラック。
廃棄物を渡して、料金を支払って…
日々の業務はそれで終わりかもしれません。
でも、引渡した廃棄物は、誰が、どこで、どのように処理をされているのでしょうか？

もし、処理を委託した廃棄物が森の中に不法に捨てられていたとしたら、
周辺の自然や環境へ影響を与えたり、社会的な信用を失ってしまったり、
様々な問題が発生します。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)では、
一般家庭から生じた一般廃棄物は市町村に処理責任を定めていますが、
産業廃棄物の処理責任者は、排出事業者であると規定しています。
処理を委託した場合でも、排出事業者には最終処分が終了するまで責任が伴います。



処理を委託した廃棄物のその後。
この機会にもう一度考えてみませんか？



このガイドブックをお読み頂き、廃棄物処理に関する意識を高めて頂くことで、
事業所の廃棄物削減やイメージアップにつながり、ひいては資源循環や地球温暖化対策など、
地球環境保全に積極的に取り組んで頂くことを切に願うものです。

～本書についてのお断り～

- この冊子の中では「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」は略して「**廃棄物処理法**」又は「**法**」とし、「同法施行令」は「**施行令**」、「同法施行規則」は「**施行規則**」、環境省からの通知文は「**通知**」と略して記載しています。
- 産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の両方に関する事項は「**(特別管理)産業廃棄物**」と記載しています。
- 都道府県知事と政令で定める市長(那覇市を含む)に関する事項は「**都道府県知事等**」と記載しています。
- 本書はお読みになる方の理解を促すため、できる限り簡易な内容にまとめています。現場で活用する際には、本文で紹介した条文や通知等を確認するようにして下さい。

1. 事業者の責務(4つのポイント)



1. 排出事業者には、廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があります。

- ◆ 法第3条第1項には「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない(排出事業者責任)」ことが定められています。
- ◆ 排出事業者が、自ら産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、「産業廃棄物処理基準」に従って行わなければならない。(法第12条第1項)
- ◆ 排出事業者は、産業廃棄物処理業(収集運搬業及び処分業)の許可を受けた業者に処理を委託することができます。

2. 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、委託基準に従い、収集運搬業者又は処分業者それぞれと書面で委託契約を締結しなければなりません。

- ◆ 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、「委託基準」を遵守し、自治体の許可を受けた収集運搬業者又は処分業者それぞれと、事前に書面で委託契約を締結することが必要です。(法第12条第5項、第6項)
- ◆ また、排出事業者は、産業廃棄物が運搬されるまでの間、「保管基準」に従って、産業廃棄物を適正に保管しなければなりません。(法第12条第2項)

3. 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付し、産業廃棄物の処理の流れを自ら把握・管理する必要があります。

- ◆ 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合、その産業廃棄物の引渡しと同時に収集運搬業者又は処分業者に対し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければなりません。(法第12条の3第1項)

4. 排出事業者は、産業廃棄物の処理の状況を確認するとともに、産業廃棄物を排出してから最終処分が終了するまでの処理が適正に行われるよう、必要な措置を講ずる義務があ

- ◆ 排出事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、その産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。(法第12条第7項)
- ◆ これは努力義務ですが、この責務を果たさず、処理を委託した産業廃棄物が不法投棄された場合には、その撤去を命令される可能性があります。そのようなことにならないためには、委託先の処理施設の現地確認を行うことが重要です。



2. 廃棄物の定義と総合判断説



◎廃棄物の定義

廃棄物処理法では、「**廃棄物**」とは、使用を終え、不要となったもので、かつ、その物が他人に対し有償で売却することができなくなったものであって、固形状又は液状のものとしています。

廃棄物処理法では、**事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油など 20 種類を産業廃棄物として定め、それ以外の廃棄物を一般廃棄物としています。**

以下のものは廃棄物処理法の規制対象外となります。

～廃棄物処理法の規制対象外となるもの～

- ◆ 気体状のもの
- ◆ 放射性物質によって汚染されたもの(8,000Bq(ベクレル)/kg 以上)
- ◆ 港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- ◆ 漁業活動に伴って漁網にかかった水産動植物等であって、その漁業活動を行った現場付近において排出したもの
- ◆ 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの

◎廃棄物の該当性の判断

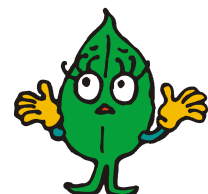
廃棄物に該当するか否かは一概には判断しにくく、ある人にとっては不要物でも、他人にとっては有用物である場合も多々あることから、環境省では「行政処分の指針」通知の中で、「廃棄物の該当性の判断について」という一項を設けて、次の5つの要素を総合的に勘案して判断するように示しています。(総合判断説という。)

実際の判断にあたっては、県環境整備課もしくは管轄の保健所までお問い合わせください。

表2-1 廃棄物の該当性の判断要素

1	物の性状	● 利用用途に要求される品質(JIS規格等)を満足しているか。 ● 飛散、流出、悪臭等の発生する恐れがないか。
2	排出の状況	● 排出が必要に沿って計画的に行われているか。 ● 適切な保管や品質管理が行われているか。
3	通常取扱形態	● 製品として市場流通し、通常、廃棄物として処理されることはないか。
4	取引価値の有無	● 取引の相手方に有償で譲渡されているか。 ● 運送費等、処理費に相当する金額を相手方に渡していないか。
5	所有者の意思	● 他人に有償譲渡する意思が認められるか。(社会的に常識として認められる意思。)

おからが産業廃棄物に該当するか争われた「おから裁判」、チップの製造・販売目的の木くずの受け入れが無許可営業にあたるか争われた「水戸木くず裁判」も参考に調べてみてね。



3. 廃棄物の分類

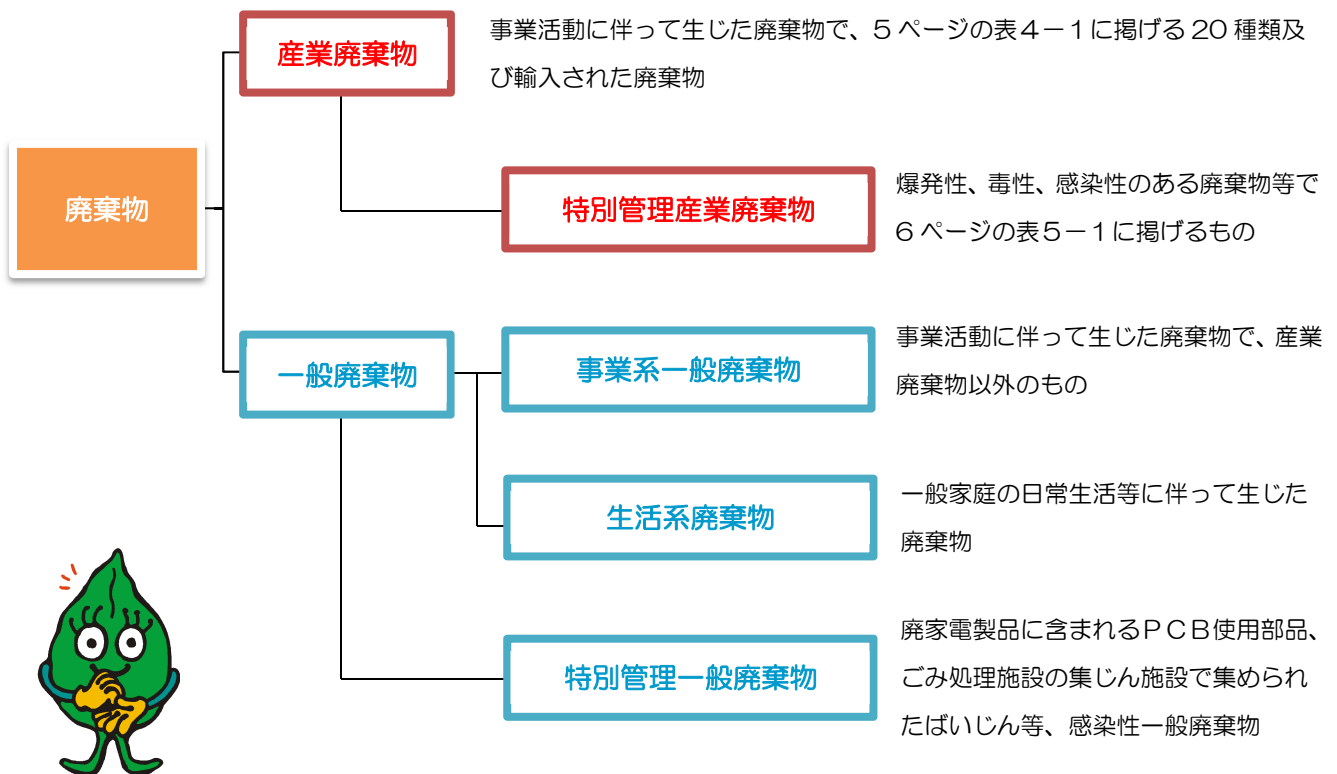


廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物に大別され、まずは産業廃棄物を定義して、それ以外の廃棄物を一般廃棄物としています。

ここでいう事業活動とは、製造業や建設業に限定されたものではなく、オフィス、商店等の商業活動や水道事業等の公共事業も含めた広義のものになります。

また、排出量が極めて少ない1回の排出であっても、この分類に従って処理しなければなりません。

図3-1 廃棄物の分類



◎一般廃棄物

主に一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物を一般廃棄物といい、さらに爆発性、毒性、感染性その他の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するものを特別管理一般廃棄物としています。これらは、市町村に処理責任があることから、市町村が指定した回収方法に従って回収・処理されます。また、市町村の処理施設では、処理が困難な廃棄物を処理困難物として定め、市町村が指定した民間施設で処理される廃棄物もあります。

◎事業系一般廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物で、産業廃棄物に該当しない廃棄物を便宜的に事業系一般廃棄物と呼んでいます。市町村の許可を受けた収集運搬業者に委託するなどして、市町村が指定した処理施設に運搬して処理されます。

(詳しくは33ページをご覧ください。)

4. 産業廃棄物の種類



産業廃棄物には、「あらゆる事業活動に伴うもの」と「特定の事業活動に伴うもの」があります。「あらゆる事業活動に伴うもの」は、製造工程から製品が廃棄されるに至るまですべて産業廃棄物になりますが、「特定の事業活動に伴うもの」は、指定された事業活動に伴って生じるもののみが産業廃棄物に該当し、それ以外の事業活動に伴って生じたものは一般廃棄物に該当します。

表4-1 産業廃棄物の種類

種類	具体例	処理方法(例)	
あらゆる事業活動に伴うもの	廃プラスチック類	ビニールくず、発泡スチロールくず、合成繊維くず、ポリ容器類、タイヤ等	安定型処分場※
	ゴムくず	天然ゴムくず(合成ゴムは廃プラスチック類)	
	金属くず	鉄くず、空かん、ブリキ・トタンくず、鉛管くず、銅線くず、切削くず、研磨くず等	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	空びん類、板ガラスくず、ガラス繊維くず、製品の製造過程等で生ずるコンクリートブロックくず、陶器くず、磁器くず、レンガ破片、瓦くず、廃石膏ボード等	
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去で発生したコンクリート破片等	
	燃え殻	石炭がら、コークス灰、産業廃棄物の焼却灰、炉清掃排出物等	管理型処分場
	汚泥	下水汚泥、排水処理汚泥、ビルピット汚泥、製紙スラッジ、メッキ汚泥等	
	廃油	潤滑油、洗浄油、動植物油、各種溶剤、タールピッチ類等	
	廃酸	硫酸、塩酸、エッチング液、染色液、写真漂白液等	
	廃アルカリ	石灰液、アルカリ性めっき液、金属せっけん液、写真現像液等	
鉱さい	スラグ、ノロ、不良鉱石、鑄物砂、サンドブラスト砂等	管理型処分場	
ばいじん	ばい煙発生施設や産業廃棄物焼却施設等の集じん施設で集められたダスト等		
紙くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去)で発生した紙くず、パルプ・紙・紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業で発生した印刷くず、製本くず、板紙、裁断くず等		管理型処分場
木くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去)で発生した木くず、木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業、物品賃貸業で発生した木くず、貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)		
繊維くず	建設業(工作物の新築、改築又は除去)で発生した天然繊維くず 繊維工業で発生した天然繊維くず(合成繊維は廃プラスチック類)		
動植物性残さ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業(たばこ製造業を除く)、医薬品製造業、香料製造業で原料として使用した動物又は植物の固形状の不要物		
動物のふん尿	畜産農業に係る牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿		
動物の死体	畜産農業に係る牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体		
動物系固形不要物	と畜場の獣畜、食鳥処理場で発生した食鳥に係る固形状の不要物		
産業廃棄物処理物	上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固型化物等)	無害を確認→焼却→「燃え殻」→埋立	

※上記に規定する産業廃棄物のうち、石綿を重量比で0.1%を超えて含むものは「**石綿含有産業廃棄物**」として、また、水銀を使用する廃製品は、「**水銀使用製品産業廃棄物**」、一定以上含む水銀により汚染されたものは、「**水銀含有ばいじん等**」として処理する必要があります。
 ※「廃プラスチック類」「ゴムくず」「金属くず」「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」「がれき類」は安定型処分場で処理が可能。ただし、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」のうち、**石膏ボードは管理型処分場で処分される必要**があります。

～「特定の事業活動に伴うもの」に該当しないものの例(事業系一般廃棄物)～

- ◆ 紙くずに該当しないもの・・・事務所から出た廃棄書類、スーパーから出た段ボール
- ◆ 木くずに該当しないもの・・・事務所から出た木製の机・イス・棚、公園の管理から出た剪定枝
- ◆ 動植物性残さに該当しないもの・・・ホテル・レストランの厨房から出た食品残さ

5. 特別管理産業廃棄物の種類



(1) 特別管理産業廃棄物の種類

「**特別管理産業廃棄物**」とは、産業廃棄物のうち、**爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの**として施行令で定めるものをいいます。

特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、特に注意して扱う必要があることから、普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められ、処理業の許可も別に区分されています。

また、特別管理産業廃棄物を排出する排出事業者(保管を含む)は、事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」の設置が義務づけられています。(詳しくは 29 ページをご覧ください。)

表5-1 特別管理産業廃棄物の種類

種類		適用	処理方法(例)	
廃	油	揮発性油類、灯油類、軽油類(引火点 70℃未満のもの)	焼却	
廃	酸	水素イオン濃度指数(pH)が 2.0 以下の酸性廃液	焼却・中和	
廃	アルカリ	水素イオン濃度指数(pH)が 12.5 以上のアルカリ性廃液	焼却・中和	
感染性産業廃棄物		医療機関等から排出される血液、使用済みの注射針などの感染性病原体を含むか付着するか又はそのおそれのある産業廃棄物	焼却・滅菌	
特定有害産業廃棄物	PCB 廃棄物	廃ポリ塩化ビフェニル等	ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ビフェニルを含む廃油	
		ポリ塩化ビフェニル汚染物	<ul style="list-style-type: none"> ● ポリ塩化ビフェニルが塗布され、又は染み込んだ紙くず ● ポリ塩化ビフェニルが染み込んだ木くず、繊維くず ● ポリ塩化ビフェニルが付着し、又は封入された廃プラスチック類又は金属くず ● ポリ塩化ビフェニルが付着した陶磁器くずまたはがれき類 	環境省の認定を受けた処理施設で処理
		ポリ塩化ビフェニル処理物	廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル汚染物を処分するために処理したもの(基準に適合しないものに限る。)	
	廃水銀等	<ul style="list-style-type: none"> ● 規則別表第 1 (掲載を省略) で定める特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 ● 水銀若しくは水銀化合物が含有する物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀 	硫化・固型化後、遮断型又は管理型処分場で埋立処分	
	廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> ● 建築物その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの ● 大気汚染防止法第 2 条第 7 項に規定する特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん機で集められた飛散性の石綿など 	環境省の認定を受けた処理施設又は管理型処分場で埋立処分	
その他の有害産業廃棄物		政令別表 3 (掲載を省略) で定める特定の施設から排出された燃え殻、污泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、銻さい、ばいじん等のうち定められた基準(表 5-2)を超えるもの	焼却・無害化処理(コンクリート固化等)	

※政令で定められた施設以外から排出された廃棄物であっても、判定以上の有害物質を含む廃棄物は、「**有害な産業廃棄物**」として特別管理産業廃棄物に準じて処理する必要があります。

※法第 16 条の 3 で定める指定有害産業廃棄物(硫酸ピッチ)に関する記述を省略しています。

(2) 特定有害産業廃棄物の判定基準

表5-2 特定有害産業廃棄物の判定基準

検定方法(濃度)		溶出試験(mg/ℓ)			含有量試験(mg/ℓ)	
		燃え殻 ばいじん 鉱さい	汚泥	特定有害産業廃棄物を処分するために処理したもの 廃酸、廃アルカリ 以外の場合	廃酸、廃アルカリ の場合	廃酸、廃アルカリ
産業廃棄物 有害物質						
1	アルキル水銀化合物	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
	水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	0.05	0.05
2	カドミウム又はその化合物	0.09	0.09	0.09	0.3	0.3
3	鉛又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
4	有機燐化合物	—	1	1	1	1
5	六価クロム化合物	1.5	1.5	1.5	5	5
6	砒素又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
7	シアン化合物	—	1	1	1	1
8	PCB	—	0.003	0.003	0.03	0.03
9	トリクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
10	テトラクロロエチレン	—	0.1	0.1	1	1
11	ジクロロメタン	—	0.2	0.2	2	2
12	四塩化炭素	—	0.02	0.02	0.2	0.2
13	1,2-ジクロロエタン	—	0.04	0.04	0.4	0.4
14	1,1-ジクロロエチレン	—	1	1	10	10
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4	0.4	4	4
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	3	3	30	30
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06	0.06	0.6	0.6
18	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02	0.02	0.2	0.2
19	チウラム	—	0.06	0.06	0.6	0.6
20	シマジン	—	0.03	0.03	0.3	0.3
21	チオベンカルブ	—	0.2	0.2	2	2
22	ベンゼン	—	0.1	0.1	1	1
23	セレン又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
24	1,4-ジオキサン	0.5(ばいじん)	0.5	0.5	5	5
25	ダイオキシン類(全て含有量)	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g	100pg-TEQ/ℓ	100pg-TEQ/ℓ

注1) 判定基準は、総理府令第5号(ダイオキシン類は環境省令)、廃棄物処理法施行規則別表1(廃酸・廃アルカリ)による。

注2) 廃油のうち、廃溶剤は上記項目の含有量にかかわらず、特別管理産業廃棄物になります。

注3) 「トリクロロエチレン」の判定基準が、平成28年6月20日の省令改正等により変更されました。



コラム

産業廃棄物処理業の許可が不要な行為について

①専ら物の引取りについて

産業廃棄物の処理業者であっても、もっぱら再生利用の目的として扱われる産業廃棄物(専ら物という)である古紙、くず鉄(古銅等を含む)、あきびん類、古繊維を専門に取扱っている既存の回収業者等は許可の対象にはなりません。(通知「平成25年3月29日環廃産発第1302910号 許可事務等の取り扱いについて」)

ただし、専ら物以外を併せて回収する場合には許可が必要です。詳しくは県環境整備課又は管轄の保健所にお問い合わせください。

②下取り行為について

新しい製品を販売する際に商習慣として同種の製品で使用済みのものを無償で引取り、収集運搬する「下取り行為」については、産業廃棄物収集運搬業の許可は不要となります。その際、引取りされた廃棄物は、引取った者が排出した廃棄物として処理されることとなります。(例：蛍光灯)

6. 混合廃棄物等



コラム このごみ、どう処理するの？



普段なにげなく使っている製品には、いくつかの原材料が組み合わさって製品化されているものが多くあります。一般家庭から排出する場合には、粗大ごみ等として指定の場所に出せば市町村が引取って処理してくれますが、産業廃棄物の場合には、それぞれの種類を事業の範囲に含む許可業者に処理を委託しなければなりません。

①石膏ボード



石膏ボードは「紙くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」の混合物になります。従来は紙と分離すれば安定型最終処分場での処理が可能でしたが、雨水と反応して硫化水素が発生することから、現在では安定型最終処分場での埋立は認められていません。管理型最終処分場で埋立処理するか破碎等を行って紙と分離した後、再利用されています。

②バッテリー



廃棄バッテリー内部の電解液に用いられる希硫酸は pH2.0 以下であって特別管理産業廃棄物の「腐食性廃酸」となることから、「廃プラスチック類(ケース)」「金属くず(極板、端子等)」及び「特別管理産業廃棄物である廃酸(液体)」の混合物に該当します。

③蛍光灯



「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(蛍光物質が塗布されたガラス管)」と「金属くず(両端の電極)」の混合物に該当します。(構成部材にプラスチック製品が多く使われている場合は、さらに「廃プラスチック類」との混合物)

水銀を使用しているため、水銀使用製品産業廃棄物を処理できる許可業者に委託する必要があります。

④塗料(ペンキ)



固まって固形状になった塗料は「廃プラスチック類」、液状(未使用)の塗料は、その性状によって異なり、油性の場合、「廃プラスチック類」と「廃油」の混合物、水性の場合、「廃プラスチック類」と「廃酸又は廃アルカリ」の混合物として分類されます。



⑤タイヤ

自動車の廃タイヤは、合成ゴムなので、「廃プラスチック類」に分類されます。



⑥農薬

液体状の農薬は、「廃酸又は廃アルカリ」に分類されますが、粉末状や粒状の農薬の場合、20 種類の産業廃棄物には該当しないため、一般廃棄物になります。

※精密機器や大型バッテリーなどの特殊な機器はメーカーに処理方法を確認の上処理してください。

7. 注意が必要な特別管理産業廃棄物 その1 ～PCB廃棄物～



(1) PCBの性質と毒性

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、水にきわめて溶けにくく、沸点が高いなどの物理的な性質を有する主に油状の物質です。また、熱で分解しにくい、不燃性、電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することから、電気機器の絶縁油並びに各種工業における加熱冷却用の熱媒体及び感圧複写紙など様々な用途で利用されてきましたが、現在では新たな製造が禁止されています。

PCBは脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積し、様々な症状を引き起こすことが報告されています。PCBが大きく取りあげられる契機となった事件として、昭和43年に食用油の製造過程において熱媒体として使用されたPCBが混入し、健康被害を発生させたカネミ油症事件があります。一般にPCBによる中毒症状として、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどが報告されています。

(2) PCB廃棄物の分類

①高濃度PCB廃棄物

PCB濃度が5,000mg/kgを超えるPCB廃棄物を高濃度PCB廃棄物といいます。

PCBが使用された代表的な電気機器には、高圧トランスや高圧コンデンサ、安定器があります。

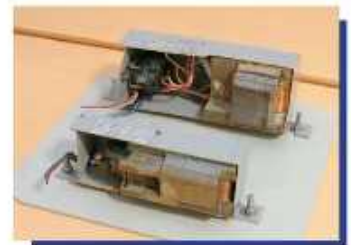
他にも、高濃度PCBが塗布されたり、染み込んだり、付着した汚染物等を高濃度PCB廃棄物として扱っています。



トランス



コンデンサ



安定器

②低濃度PCB廃棄物

PCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物及び微量PCB汚染廃電気機器等(PCBを使用していないとする電気機器等であって、数mg/kgから数十mg/kg程度のPCBに汚染された絶縁油を含むもの)については、低濃度PCB廃棄物として適正に処理する必要があります。

(3) PCB廃棄物の判別方法

①高濃度PCB廃棄物について

トランス、コンデンサ、安定器等の銘版に記載されているメーカー、型式、製造年月等の情報から判別できます。詳細は、各メーカーに問い合わせるか、次のページを参照してください。

《トランス、コンデンサの場合》

- 昭和 28～47 年に製造されたものは PCB が使用されている可能性が高いです。
- (一社)日本電機工業会HP (<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/syurui.html>) を参照。

《安定器の場合》

- 昭和 32 年 1 月～昭和 47 年 8 月までに製造された照明器具の安定器に PCB の使用があるとされています。昭和 52 年 3 月までに建築・改修された建物の照明器具は PCB が使用された安定器として取扱うことが望ましいとされています。
- (一社)日本照明工業会HP (http://www.jilma.or.jp/shisetsu_renew/anzen/anzen6-1.html) を参照。

②低濃度 PCB 廃棄物について

低濃度 PCB 汚染廃電気機器等に封入されている絶縁油の PCB 分析を行い、PCB 汚染の有無を確認して判別します。また、各メーカーに問い合わせるか、(一社)日本電機工業会HPを参照することで、さらに情報が得られる場合があります。(<http://www.jema-net.or.jp/Japanese/pis/pcb/gaiyou.html>)

※環境省HP掲載のパンフレット「ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の期限内処理に向けて」も参照ください。

(4) PCB 廃棄物の処理について

PCB 廃棄物は、**処分期間内に自ら処分又は処分の委託をしなければならず、その期限が迫っています**（「処分の委託」とは、処分委託の契約を結ぶことを指します）。都道府県知事等は、事業者が処分期間内の処分に違反した場合には、必要な措置を講ずるよう命令することができます。

①高濃度 PCB 廃棄物の処理について

沖縄県内の高濃度 PCB 廃棄物は中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)北九州 PCB 処理事業所において処理することとされています。処分期間は、**変圧器・コンデンサ類が平成 30 年 3 月 31 日まで、安定器・汚染物等は平成 33 年 3 月 31 日までとなり、それまでに JESCO と処分委託の契約を結ぶ必要があります**。また、使用中の高濃度 PCB 使用製品についても、同一の処分期限までに回路から外し、処分する必要があります。

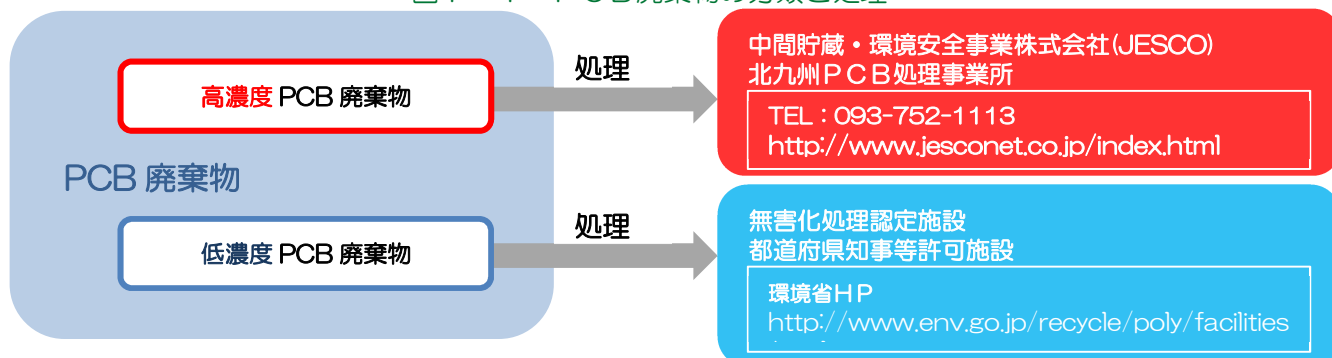
高濃度 PCB 廃棄物の処理にあたっては、予め機器情報の登録が必要となることや搬入も JESCO の認定を受けた収集運搬業者であること等の受入基準が定められていますので、詳細については JESCO にお問い合わせください。

②低濃度 PCB 廃棄物の処理について

低濃度 PCB 廃棄物は、平成 39 年 3 月 31 日までに処分委託の契約を結ぶ必要があります。

低濃度 PCB 廃棄物については、環境省の認定を受けた無害化認定施設(平成 30 年 1 月現在、35 施設)又は都道府県知事等の許可で設置された施設(平成 30 年 1 月現在、5 施設)の 40 施設で処理が進められています。処理施設ごとに処理可能な PCB 廃棄物の種類が異なりますので、詳細については各処理施設にお問い合わせください。

図 7-1 PCB 廃棄物の分類と処理



(5) PCB廃棄物を保管する事業者課せられる規制

①保管及び処分の状況届出

PCB廃棄物の保管事業者は、毎年度6月30日までに当該廃棄物の前年度の保管及び処分の状況に関して都道府県知事等に届け出なければなりません。

また、高濃度PCB使用製品の所有事業者は、毎年度、当該製品の廃棄の見込みについて都道府県知事等に届け出なければなりません。

PCB廃棄物を処分した場合には、その次の年度の届出に処分した旨の記載が必要です。

②高濃度PCB使用製品の廃棄終了及びPCB廃棄物の処分終了の届出

PCB廃棄物の保管事業者は、保管する全ての高濃度PCB廃棄物の処分を終了した時及び全ての低濃度PCB廃棄物の処分を終了した時には、処分を終了した日から20日以内に都道府県知事等に届け出なければなりません（「処分を終了した日」とは、処分委託の契約を締結した日を指します）。

また、高濃度PCB使用製品の所有事業者は、保管する全ての高濃度PCB使用製品の廃棄が終了した時には、廃棄が終了した日から20日以内に都道府県知事等に届け出なければなりません（「廃棄が終了した日」とは、製品の使用を止め、廃棄物となった日を指します）。

③譲渡し又は譲受けの制限

何人も、PCB廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはいけません。

④承継

PCB廃棄物の保管事業者について、相続、合併又は分割があったとき、地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に、その旨を都道府県知事等に届け出なければなりません。

⑤特別管理産業廃棄物管理責任者の選任

PCB廃棄物の処理に関する業務を適正に行わせるために、事業所ごとに廃棄物処理法に基づく「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければなりません。（詳しくは29ページをご覧ください。）

図7-2 PCB廃棄物の保管について

特別管理産業廃棄物保管基準(PCB廃棄物の場合)

- 保管場所の周辺に囲いが設けられていること
- 見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の保管場所である旨などを表示した掲示板が設けられていること
- PCB廃棄物の飛散・流出・地下浸透・悪臭発生の防止のための措置が講じられていること
- 保管場所にネズミが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること
- PCB廃棄物に他の物が混入する恐れのないように仕切りを設ける等必要な措置が講じられていること
- PCBの揮発防止及びPCB廃棄物が高温にさらされないために必要な措置が講じられていること
- PCB廃棄物の腐食の防止のために必要な措置が講じられていること

保管場所表示の例

(縦・横それぞれ60cm以上)

特別管理産業廃棄物
PCB廃棄物保管場所
関係者以外の立ち入りを禁止する。
管理責任者〇〇〇〇 名称〇〇〇〇
連絡先 098-〇〇〇-〇〇〇〇

使用中のPCB含有 電気機器について

現在、使用中の電気機器にPCB含有が判明した際には、遅滞なく那覇産業保安監督事務所(TEL:098-866-6474)に届出が必要です。また、処理の期間や計画的処理完了期限を勘案して計画的に使用を止め、適正に処理する必要があります。

8. 注意が必要な特別管理産業廃棄物 その2 ～石綿含有廃棄物～



(1) 石綿とは

① 石綿の性質と利用

アスベストは、天然の鉱物繊維で「せきめん」「いしわた」とも呼ばれており、極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材、摩擦材、シール断熱材といった様々な工業製品に使用されてきました。

しかし、石綿は肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、平成 18 年 9 月以降は全ての石綿含有製品の製造・使用等が禁止されています。

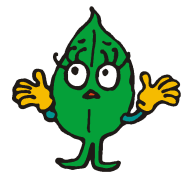
わが国で使用された代表的な石綿は、クリソタイル(白石綿)とアモサイト(茶石綿)、クロシドライト(青石綿)の3種であり、中でもクロシドライトが最も発がん性が高いとされています。

② 石綿による健康被害

石綿は、ヒトの髪の毛の直径よりも細く肉眼では見ることができない極めて細い繊維からなっています。そのため、飛散すると空気中に浮遊しやすく、吸入されてヒトの肺胞に沈着しやすい特徴があります。

吸い込んだ石綿は異物として痰の中に混ざり体外へ排出されますが、一部が肺の組織内に長く滞留することになります。この体内に滞留した石綿が要因となって、中皮腫、肺がん、石綿肺及びびまん性胸膜肥厚の病気を引き起こすとされています。

古い建物を解体する時には事前の調査が重要だ！



(2) 石綿を含む産業廃棄物の種類

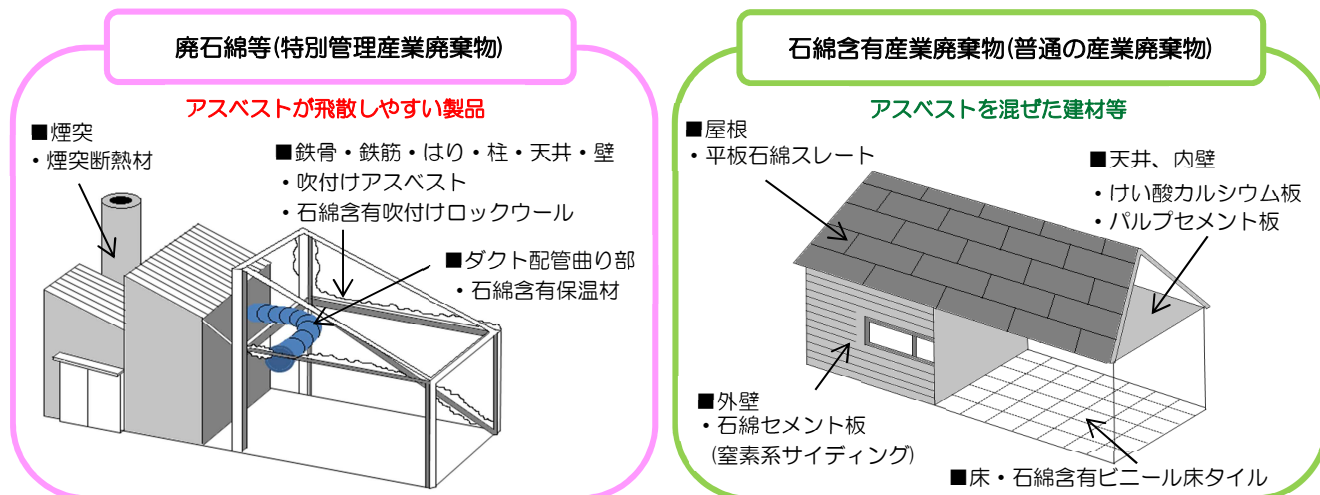
石綿を含む産業廃棄物は、「**廃石綿等**」及び「**石綿含有産業廃棄物**」に分けられます。その特徴は表 8-1 のとおりです。

表 8-1 石綿を含む産業廃棄物の種類

種類	定義	飛散性	具体例	分類(※)	一般的な処分方法
廃石綿等 (特別管理産業廃棄物)	建築物その他の工作物から除去された吹付け材、保温材など	あり	<ul style="list-style-type: none"> ●吹付け石綿 ●石綿保温材 ●その他石綿が飛散するおそれのある保温材 ●断熱材 ●耐火被覆材など 	レベル1 レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ●管理型最終処分場 ●無害化認定施設による無害化処理後、安定型最終処分場
石綿含有産業廃棄物 (普通の産業廃棄物)	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの	なし	<ul style="list-style-type: none"> ●波形スレート ●サイディング ●石綿セメント板 ●けい酸カルシウム板 ●パルプセメント板 ●ビニール床タイルなど 	レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ●管理型又は安定型最終処分場

※建設業労働災害防止協会が示した石綿除去作業にかかる分類(平成 17 年 7 月)

(3) 発生箇所の例



(4) 処理にあたっての留意点

① 廃石綿の処理 ～特別管理産業廃棄物～

ア) 排出事業者は事業場ごとに「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置き、その事業にかかる廃石綿等の処理に関する職務を適切に行わせる必要があります。また、廃石綿等の処理を他人に委託する場合には、「廃石綿等」の処理を事業範囲に含む特別管理産業廃棄物処理業者(収集運搬業者、処分業者)に委託しなければなりません。

イ) 委託契約書及びマニフェストには「廃石綿等」である旨を記載することに加え、委託に際し取扱いに関する注意事項を文書で通知しなければなりません。

ウ) 収集運搬を行う場合には、固型化、薬剤による安定化などの後、耐水性材料により二重にこん包した後に積替えを行わず処分施設に直送することを原則とし、かつ、その他の物と混合しないように区分して行う必要があります。また、収納容器や袋には個々に廃石綿等である旨及び注意事項を表示する必要があります。

エ) 廃石綿等の処分は、無害化処理後(溶融処理を含む)埋立処分を行うか、固型化、薬剤による安定化などの後、耐水性材料により二重にこん包した上で直接、埋立処分を行わなければなりません。

オ) 排出事業場内に一時的に保管する場合には、保管基準(15 ページ参照)に従って行わなければなりません。

② 石綿含有産業廃棄物の処理 ～普通の産業廃棄物～

ア) 石綿含有産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には、石綿含有産業廃棄物を含む廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の処理を事業範囲に含む産業廃棄物処理業者(収集運搬業者、処理業者)に委託しなければなりません。

イ) 委託契約書及びマニフェストには「石綿含有産業廃棄物」である旨を記載しなければなりません。

ウ) 収集運搬を行う場合には、取扱う廃棄物を破損により飛散させないように、かつ、その他の物と混合しないように区分して行う必要があります。

エ) 石綿含有産業廃棄物の処分にあたっては、中間処理としての破碎は認められていませんので、無害化処理(溶融処理を含む)の上で埋立処分を行うか、飛散防止等の必要な措置を講じて直接、埋立処分を行わなければなりません。

オ) 排出事業場内に一時的に保管又は積替えする場合には、保管基準(15 ページ参照)に従って行わなければなりません。

9. 注意が必要な特別管理産業廃棄物 その3 ～水銀廃棄物～



(1) 「水銀に関する水俣条約」とは

これまでの人為的な水銀排出が、自然環境中の水銀濃度を高めている状況を踏まえ、地球規模の水銀汚染の防止を図ることを目的とした「水銀に関する水俣条約」が平成 25 年 10 月に採択されました。

我が国では、廃棄物処理法を含む関係法令の整備が行われ、平成 28 年 2 月に条約が締結され、平成 29 年 8 月 16 日に発効されました。

今後、水銀の使用用途が制限されるため、有価物としての水銀の需要が減少し水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

(2) 水銀廃棄物の種類

水銀を含む産業廃棄物は、「**廃水銀等**」、「**水銀を含む特別管理産業廃棄物**」、「**水銀含有ばいじん等**」、「**水銀使用製品産業廃棄物**」に分けられます。その特徴は、表 9-1 及び表 9-2 のとおりです。

表 9-1 水銀を含む産業廃棄物の種類

種類		定義	水銀回収義務対象
廃水銀等（特別管理産業廃棄物）		①特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物 例：水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査業に属する施設、保健所等 ②水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀	—
水銀汚染物	水銀を含む特別管理産業廃棄物	鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注2} を 1,000mg/kg 以上含有するもの
		廃酸、廃アルカリ	水銀 ^{注2} を 1,000mg/L 以上含有するもの
	水銀含有ばいじん等（産業廃棄物）	燃え殻、鉱さい、ばいじん、汚泥	水銀 ^{注2} を 15mg/kg を超えて含有するもの
		廃酸、廃アルカリ	水銀 ^{注2} を 15mg/L を超えて含有するもの
水銀使用製品産業廃棄物（産業廃棄物）		①「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令」第 2 条第 1 号又は第 3 号に該当する水銀使用製品 ②①の製品を材料又は部品として用いて製造される組込製品（一部製品を除く。） ③①、②のほか、水銀又はその化合物の使用に関する表示がされている水銀使用製品	表 9-2 のとおり

注 1) 政令別表 3（掲載を省略）で定める施設

注 2) 水銀化合物に含まれる水銀を含む。

表 9-2 水銀使用製品産業廃棄物の種類

製品 ※「○」は、水銀回収義務製品を示す。	
○	<ul style="list-style-type: none"> 一次電池（水銀電池、空気亜鉛電池等） 蛍光灯（直管形、電球形蛍光灯等） HID ランプ、放電ランプ 農薬 気圧計、湿度計、ガラス製温度計、水銀体温計、水銀式血圧計、握力計 液柱形圧力計、弾性圧力計、真空計、水銀充満圧力式温度計 温度定点セル 顔料 ボイラ（二流体サイクルに用いられるものに限る）
○	<ul style="list-style-type: none"> 灯台の回転装置、水銀トリム・ヒール調整装置等 参照電極 医薬品（チメロサル、マーキュロクロム、塩化第二水銀） 水銀等の製剤 スイッチ及びリレー 水銀電池を用いた補聴器、銀塩カメラの露出計 空気亜鉛電池を用いた補聴器、ページャー ガラス製温度計を用いたディーゼルエンジン、医療機器 顔料を用いた朱肉（顔料や朱肉が塗布された製品を除く） etc..

10. 排出事業者の責務



(1) 分別

発生した産業廃棄物を適正処理、又はリサイクルするためには、まず廃棄物の種類に応じた分別が必要です。

- ◆ 一般廃棄物と産業廃棄物をきちんと分別しましょう。
- ◆ 産業廃棄物の種類ごとに分別しましょう。
- ◆ 集積場や分別容器・袋などに廃棄物の種類を明記するなどして分かりやすくしましょう。
- ◆ 処理を委託するときは、委託業者ごとに分別しましょう。



(2) 保管基準 (法第 12 条第 2 項、施行規則第 8 条、法第 12 条の 2 第 2 項、施行規則第 8 条の 13)

分別した産業廃棄物を場内(現場内)で保管する場合は、生活環境の保全上支障のないように保管する必要があります(産業廃棄物保管基準)。

- ◆ 周囲に囲いを設けること(保管する廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合には、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る)
- ◆ 屋外で容器を用いずに保管する場合は積上げの高さ上限を超えないこと(図 9-1 参照)
- ◆ 見やすい場所に必要な事項を記載した掲示板を設置すること(図 9-2 参照)
- ◆ 掲示板は縦及び横それぞれ 60cm 以上であること
- ◆ 飛散、流出、地下への浸透、悪臭の発散を防止すること
- ◆ 汚水が生ずるおそれのある場合は、公共の水域及び地下水の汚染防止措置をとること(必要な排水溝その他の設備の設置及び底面を不透水性の材料で覆うこと)
- ◆ ねずみの生息、蚊、はえ等の害虫の発生を防止すること
- ◆ 石綿含有産業廃棄物を保管する場合には、他の産業廃棄物と混合することのないように仕切りを設けるとともに、覆いの設置、こん包等の飛散防止の措置を講ずること
- ◆ 特別管理産業廃棄物を保管する場合は、普通の産業廃棄物と混ざることがないように仕切りを設けること
- ◆ 廃水銀等は、飛散、流出又は揮発しないよう密閉容器に入れ、高温にさらされないよう保管し、また、腐食防止の措置を講ずること

図 10-1 屋外における保管高さの基準例(容器を用いずに保管する場合)

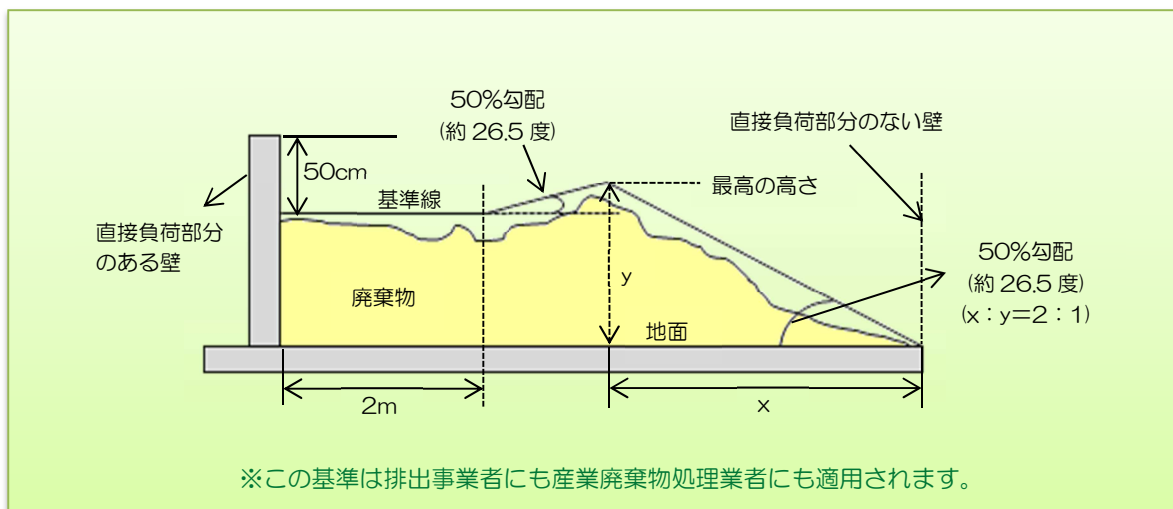


図 10-2 掲示板の表示例

↑ 60cm 以上 ↓	産業廃棄物保管場所		← 1) 産業廃棄物の保管の場所である旨
	保管する 産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	← 2) 保管する産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物 が含まれる場合にはその旨を含む)
	管理者	環境課 産廃 太郎	← 3) 保管の場所の管理者の氏名又は名称
	連絡先	098-0000-0000	← 4) 管理者の連絡先
	積上げ高さ	0m	← 5) 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管 する場合にあつては、積上げることのできる高さ
	← 60cm 以上 →		

(3) 自ら運搬—処理基準(法第 12 条第 1 項、施行令第 6 条第 1 項第 1 号)

排出事業者がその産業廃棄物を自ら処理(収集・運搬及び処分)する場合には、**産業廃棄物処理基準(産業廃棄物を処理するための基準)**を守らなければなりません。

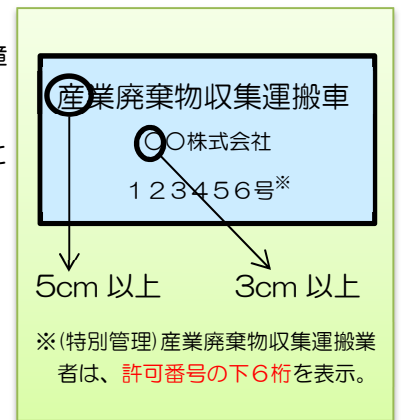
①自己運搬(施行令第 6 条第 1 項第 1 号イ、ロ、施行規則第 7 条の 2 の 2)

排出業者がその産業廃棄物を自ら目的地に運搬する場合は、以下のような産業廃棄物を運搬するための基準(収集・運搬に係る基準)を守らなければなりません。なお、この場合、産業廃棄物収集運搬業の許可は必要ありません。

【収集・運搬に係る基準】

- ◆ 飛散、流出を防止すること
- ◆ 悪臭、騒音、振動による生活環境の保全上の支障を防止すること
- ◆ 収集・運搬のための施設を設置する場合には生活環境保全上の支障を防止すること
- ◆ 運搬車の車体の外側に、以下の事項を見やすいように表示すること
 - ・ 産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨(識別しやすい色の文字、大きさは約 5cm 以上)
 - ・ 氏名又は名称(大きさは約 3cm 以上)
- ◆ 運搬車に以下の事項を記載した書面を備え付けること
 - ・ 氏名又は名称及び住所
 - ・ 運搬する産業廃棄物の種類及び数量
 - ・ 運搬する産業廃棄物を積載した日並びに積載した事業場の名称、所在地及び連絡先
 - ・ 運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先
- ◆ 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物の場合には、破碎をせず、かつ他の廃棄物と混合しないようにすること

図 10-3 車体の表示例



②運搬に伴う積替え保管(施行令第 6 条第 1 項第 1 号ハ～ヘ、施行規則第 7 条の 3)

運搬途中で廃棄物を収納した運搬容器を別の車両に積替えたり、バラ積みしてきた車両から下した廃棄物を他の車両に積替えるなどの作業(積替え)やそのための保管をしたりする場合は、以下のような収集・運搬に係る基準を守らなければなりません。

【積替え保管に係る基準】

- ◆ 積替え保管場所には囲いを設け、積替え保管場所であることの表示をすること

- ◆ 積替え場所から廃棄物が飛散、流出、地下浸透、悪臭が発散しないようにすること
- ◆ 汚水が生ずるおそれのある場合は公共の水域及び地下水の汚染防止措置をとること
(必要な排水溝その他の設備の設置及び底面を不透水性の材料で覆うこと)
- ◆ 積替え場所にねずみの生息や蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること
- ◆ 保管は、以下の一定基準を満たす積替えを行う場合を除き、行ってはならない
 - ・積替えした後の運搬先が定まっていること
 - ・適切に保管できる量を超えないこと
 - ・性状に変化がないうちに搬出すること
- ◆ 保管する廃棄物の加重が直接囲いにかかる場合には、保管場所の周囲に構造耐力上安全な囲いを設けること
- ◆ 屋外で保管する場合は積上げの高さの上限を超えないこと(15 ページ図9-1 参照)
- ◆ 保管に関し以下の必要な事項を記載した掲示板を設置すること
 - ・16 ページの図9-2「掲示板の表示例」に掲げた各事項及び保管できる数量の上限
- ◆ 保管場所における1日当たりの平均的な搬出量の7倍の数量を超えないこと
(ただし、船舶を用いて運搬する場合など例外規定あり(施行規則7条の4))
- ◆ 石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物の場合には、他の廃棄物との混合を防ぐために仕切り等を設置すること

(4) 自ら処理—処理基準(法第12条第1項、施行令第6条第1項第2号・第3号)

排出事業者がその産業廃棄物を自ら処理する場合は、**産業廃棄物処理基準(産業廃棄物を処理するための基準)**を守らなければなりません。なお、この場合、産業廃棄物処分量の許可は必要ありません。

また、一定規模以上の処理施設(39 ページ参照)を設置するには許可が必要となりますので、施設を設置する場合は必ず県環境整備課又は管轄の保健所に事前に相談してください。

さらに、自ら処理を行うには、事業者帳簿の作成、記載の義務(18 ページ参照)がありますので、留意してください。

【中間処理(再生を含む)に係る基準】

- ◆ 廃棄物を焼却する場合には定められた構造の焼却設備及び方法によること(31 ページ参照)
- ◆ 保管場所の周囲に構造耐力上安全な囲いを設けること
- ◆ 保管に伴い汚水が生ずるおそれのある場合は公共の水域及び地下水の汚染防止措置をとること
(必要な排水溝その他の設備の設置及び底面を不透水性の材料で覆うこと)
- ◆ 屋外で保管する場合は積上げの高さの上限を超えないこと(15 ページ図9-1 参照)
- ◆ 保管場所にねずみの生息や蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること
- ◆ 適正な処分又は再生を行うためにやむをえないと認められる期間を超えて保管しないこと
- ◆ 保管に関し以下の必要な事項を記載した掲示板を掲げること
 - ・16 ページの図9-2「掲示板の表示例」に掲げた各事項及び保管できる数量の上限
- ◆ 処理施設における1日当たりの処理能力の14倍の数量を超えないこと
(ただし、建設業に係る廃棄物を再生のために保管する場合(木くず、コンクリート28倍、アスファルト70倍)など、例外規定あり(施行規則第7条の8))
- ◆ 石綿含有産業廃棄物の場合には、環境大臣の定める方法(溶融施設による溶融や無害化処理認定施設による処理等)により行うこと
- ◆ 水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の場合には、水銀又はその化合物が大気中に飛散

しないように必要な措置を講ずること

- ◆ 水銀回収の対象となる水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の場合には、ばい焼設備によるばい焼、又は水銀の大気飛散防止措置をとった上で、水銀を分解する方法により、水銀を回収すること

【埋立処分に係る基準】

★最終処分場を設置する場合は規模に係らず、産業廃棄物処理施設設置許可が必要です。

- ◆ 埋立地にねずみの生息や蚊、はえ等の害虫が発生しないようにすること
- ◆ 埋立終了の際には生活環境の保全上支障がないよう表面を土砂で覆うこと
- ◆ 周囲に囲いが設けられていること
- ◆ 産業廃棄物の処分場所であることの表示を掲げること
- ◆ 産業廃棄物の種類に応じて適切な方法により適切な処分場に埋め立てること
- ◆ 石綿含有産業廃棄物の場合には、一定の場所に分散しないように埋立を行った上で、表面の覆土等飛散・流出防止処置を取ること
- ◆ 水銀使用製品産業廃棄物の場合には、安定型最終処分場への埋立は行わないこと



(5) 帳簿の作成義務 (法第 12 条第 13 項、施行令第 6 条の 4、施行規則第 8 条の 5)

排出事業者がその産業廃棄物を自ら処理する場合などは、帳簿の作成、記載、保存の義務があります。なお、帳簿の記載事項を充足していることを前提に、電子マニフェストを使用した場合は受渡確認票又はダウンロードしたデータを、また、紙マニフェストを使用した場合は当該紙マニフェストを時系列的に保存することで帳簿の記載に代用できます (マニフェストについては 24 ページ参照)。

ア) 対象

- a) 産業廃棄物処理施設 (39 ページ参照) 又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者
- b) 排出事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の処分または再生を行う事業者
- c) 特別管理産業廃棄物を排出する事業者

イ) 記載事項

- a) 産業廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設以外の焼却施設を設置している事業者

表 10-1 記載事項①

区分	記載事項
自己処分の場合	(1) 処分年月日 (2) 処分方法ごとの処分量 (3) 処分 (埋立処分を除く) 後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合には、それらに係る事項も含む。

- b) 排出事業場の外において、自ら当該産業廃棄物の処分または再生を行う事業者

表 10-2 記載事項②

区分	記載事項
自己運搬の場合	(1) 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 (2) 運搬年月日 (3) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 (4) 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
自己処分・再生の場合	(1) 当該産業廃棄物を処分 (再生) した事業場の名称及び所在地 (2) 処分 (再生) 年月日 (3) 処分 (再生) 方法ごとの処分 (再生) 量 (4) 処分 (再生) 後の廃棄物の持出先ごとの持出量
備考	石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合には、それらに係る事項も含む。

c) 特別管理産業廃棄物を排出する事業者

表 10-3 記載事項③

区分	記載事項
自己運搬の場合	(1) 当該産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地 (2) 運搬年月日 (3) 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 (4) 積替え又は保管を行った場合には、積替え又は保管の場所ごとの搬出量
自己処分・再生の場合	(1) 当該産業廃棄物を処分(再生)した事業場の名称及び所在地 (2) 処分(再生)年月日 (3) 処分(再生)方法ごとの処分(再生)量 (4) 処分(再生)後の廃棄物の持出先ごとの持出量

ウ) 記載方法、保存方法等について

- a) 帳簿は、事業場ごとに備え、毎月末までに前月中における必要事項を記載すること。
- b) 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。
- c) 帳簿は、閉鎖後5年間、事業場ごとに保存すること。



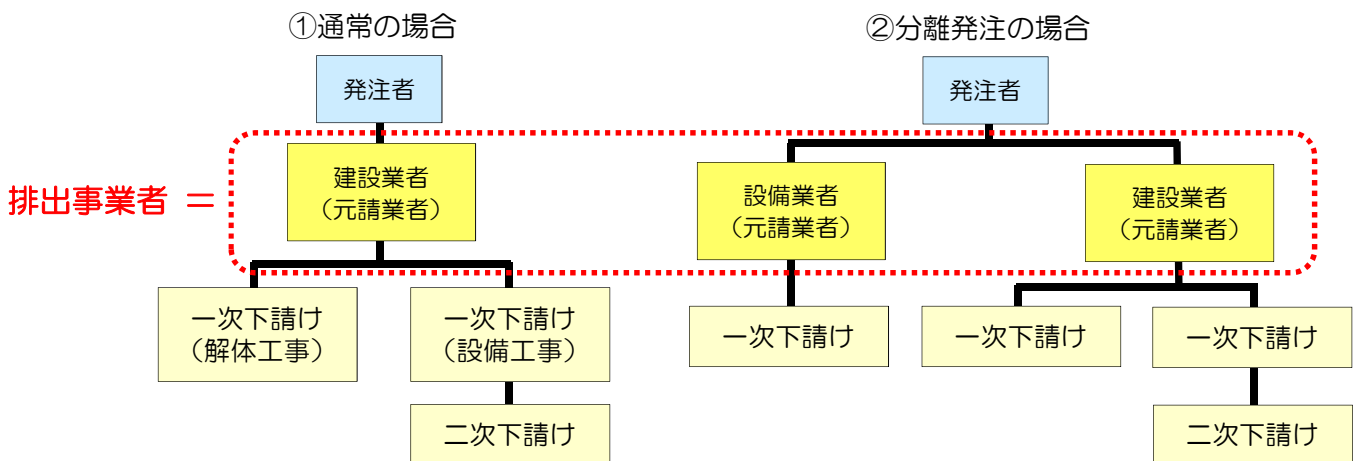
(6) 建設工事に伴って発生する廃棄物の処理責任(法第21条の3)

①元請業者の処理責任の原則

建設工事(土木建築に関する工事であって、建築物その他工作物の全部又は一部を解体する工事を含む)が数次の請負によって行われる場合、建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理については、**元請業者が排出事業者**になり、排出事業者としての責務を負います。そのため、元請業者は、廃棄物を自ら適正に処理するか又は委託基準に従って処理を委託しなければなりません。

下請負人は、建設工事に伴い生ずる廃棄物の保管を保管基準に従って行うことができます。しかし、下請負人は「産業廃棄物処理業の許可業者」であって「元請業者からの処理委託契約」がなければ、廃棄物の運搬又は処分を行うことはできません。

図 10-4 元請業者の処理責任の原則



②建設工事に伴って生じる廃棄物の処理責任の例外規定

(ア) 下請負人の運搬に係る例外

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物について、下表の条件を全て満たし、元請業者との書面による請負契約により、下請負人が自らその運搬を行う場合、下請負人も排出事業者とみなします。

この場合、下請負人は産業廃棄物処理業の許可がなくても、廃棄物の運搬を行うことが可能となりますが、産業廃棄物処理基準及び改善命令に係る規定が適用されます。

また、下請負人が不適正な処理を行ったときは、元請業者、下請負人ともに指導の対象となります。

表 10-4 運搬の条件

対象廃棄物	工事の種類及び請負代金	運搬の条件
建設工事に伴って生じる廃棄物	建設工事(維持修繕工事)又は建築物等の瑕疵の補修工事であって、当該工事の請負代金の額が500万円以下であるもの	1回に運搬する廃棄物が1m ³ 以下であるもの
		発生都道府県又は隣接都道府県に運搬するもの
		運搬途中に保管を伴わないもの
		運搬先が廃棄物処理施設又は元請業者が使用権限を有する廃棄物保管場所
		特別管理産業廃棄物でないもの

※建設工事を分割して契約する場合も、原則として「1つの契約」とみなされます。

通知「建設廃棄物処理指針(平成23年3月30日)」も参照ください。

(7) 建設廃棄物の事業場外保管の届出(法第12条第3・4項、第12条の2第3・4項)

排出事業者は、建設工事に伴って生じた産業廃棄物を、排出した事業場の外において自ら保管を行おうとするときは、14日前までに保管場所を管轄する保健所に届け出なければなりません。

ただし、非常災害のために必要な応急措置として保管を行ったときは、保管した日から14日以内に保健所に届け出ることが必要です。

県環境整備課HPに届出の手引きを掲載しています。



①届出の対象

- 建設工事に伴い生じる産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物
- 保管場所の面積が300m²の以上の保管

※保管場所が囲いによって仕切られている場合は、その囲いの中の面積が300m²以上

②届出の対象外

- 建設工事以外から生じた産業廃棄物の保管
- (特別管理)産業廃棄物処理業の許可を受けて行う積替え保管又は処分のための保管
- PCB特別措置法の届出が行われたPCB廃棄物の保管

③変更等届出

- 届け出た事項を変更しようとするときは、14日以内にその旨を届け出なければなりません。
- 保管をやめたときは、30日以内に届け出なければなりません。

④注意事項

- 保管基準を満たした保管計画(15 ページ参照)を立てて、届け出ることが前提になります。また、届出対象外の場合であっても保管基準の遵守が必要です。
- 中間処分場等に運搬する過程で、積み替えのために保管が必要な場合の保管上限は、1日当たりの平均的な搬出量の7倍の数量となっています。
- 処分するために保管が必要な場合の保管上限は、原則として処理施設における1日当たりの処理能力の14倍の数量となっています。
- 保管場所が複数になる場合は、それぞれの保管場所を管轄する保健所に届出が必要です。



コラム

廃棄物の処理に必要な情報提供について

廃棄物には外観からは含有物質が分からない物や混合、腐敗等によって有害性を生じる物もあることから、特別管理産業廃棄物の処理を委託する際には受託する処理業者に取り扱う際の注意事項等を文書で通知することが義務づけられています。

また、普通の産業廃棄物についても汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ等、同様に外観からはその有害性を判断できない物もあることから、委託契約書に「**適正な処理のために必要な事項(WDS)**」を添付するよう定めています。

WDSは、石綿含有産業廃棄物や水銀廃棄物、その他有害物質について、記載項目が設けられていますが、必要に応じて成分分析の結果を添付することが必要です。

受託する処理業者と十分にコミュニケーションをとりながら、適正処理を進めなければなりません。

詳しくは環境省通知「**廃棄物情報の提供に関するガイドライン第2版(平成25年6月)**」を参照ください。

(8) 委託契約のルールと再委託の禁止 (法第12条第5～7項、第12条の2第5～7項)

産業廃棄物の処理を委託する際には、処理業者と事前に書面で委託契約を締結しなければなりません。委託契約を締結するときには、法で定められた委託基準に従って行う必要があります。

① 委託契約時の5つのポイント

- (ア) 二者契約であること……………収集運搬業者、処分業者それぞれと契約を結ぶこと。
- (イ) 書面で契約すること……………必ず、書面で契約を交わします。口頭ではいけません。
- (ウ) 必要な項目を盛り込むこと……………委託基準で定められた項目を盛り込むこと。
- (エ) 許可証の写しを添付すること……………許可証、再生利用認定証等の写しを添付すること。
- (オ) 5年間保存すること……………契約終了の日から5年間保存する義務があります。

② 委託契約時の確認事項

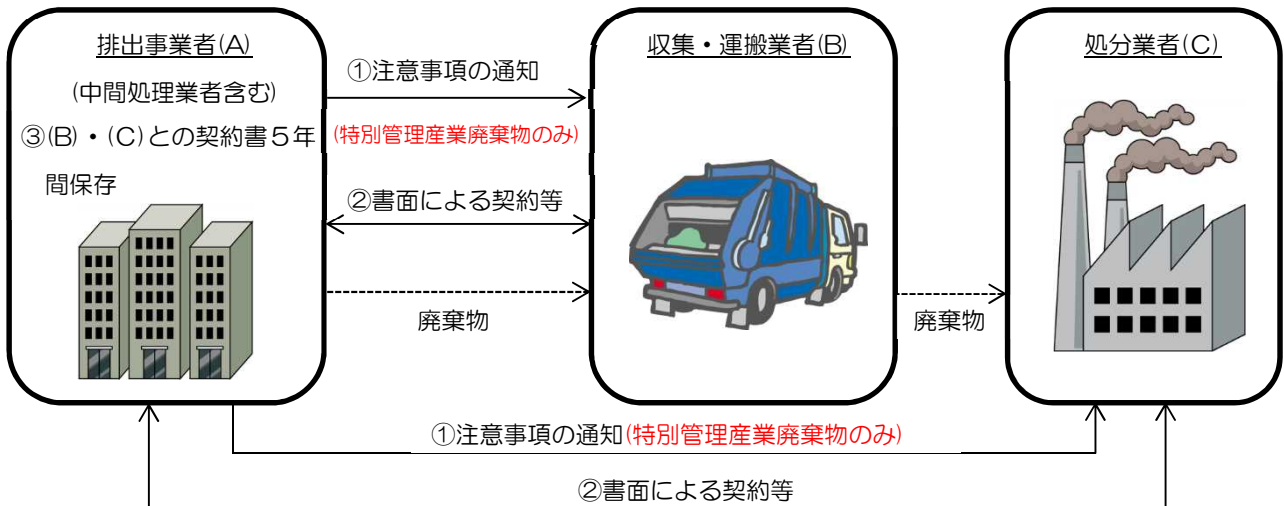
- ◆ 処理を委託する産業廃棄物の種類が、受託者の許可の事業範囲に含まれることを確認してください。事業範囲とは取扱う産業廃棄物の種類や積替え保管の有無、処理又は再生の方法のことをいい、許可証に記載されています。
- ◆ 委託契約書の締結は、急ぎの場合でも、廃棄物が少量の場合でも必ず必要になります。
- ◆ 特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合には、あらかじめ、種類、数量、性状、荷姿及び取扱い上の注意について文書で通知しなければなりません。
- ◆ 排出事業者の処理責任は最終処分が終了するまでであり、処理状況を実地に確認するなど、適切に処分されるまで必要な措置を講じなければなりません。
- ◆ 委託契約書の記載事項に関して、契約期間中に契約内容の変更又は訂正を行う場合には、書面により変更又は訂正を行う必要があります。

表 10-5 契約書の記載事項

契約書の共通記載事項	
<p>○(特別管理)産業廃棄物の処理を委託する際の契約書に必要な記載事項</p> <p>①委託する(特別管理)産業廃棄物の種類及び数量 ②委託契約の有効期間 ③委託者が受託者に支払う料金 ④受託者の事業の範囲 ⑤委託者の有する適正処理のために必要な事項に関する情報 ア 性状および荷姿に関する事項 イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等性状の変化に関する事項 ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項 エ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項 オ 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等又は特定産業廃棄物が含まれる場合にはその事項 カ その他取扱いに関する注意事項 ⑥委託契約の有効期間中に当該(特別管理)産業廃棄物に係る性状等の情報に変更があった場合 ⑦受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 ⑧契約を解除した場合の処理されない(特別管理)産業廃棄物の取扱いに関する事項</p>	
運搬の記載事項	処分の記載事項
<p>○運搬を委託する際に必要な記載事項</p> <p>⑨運搬の最終目的地の所在地</p>	<p>○処分又は再生を委託する際に必要な記載事項</p> <p>⑫許可を受けて輸入された廃棄物を取扱う場合には、その旨 ⑬処分又は再生の場所の所在地、処分又は再生の方法及び処分又は再生に係る施設の処理能力 ⑭最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力</p>
<p>○受託者が積替え保管をする場合は次も含む</p> <p>⑩積替え又は保管を行う場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限 ⑪安定型産業廃棄物の場合、他の産業廃棄物との混合の可否</p>	

③委託契約～収集・運搬～処分の流れ

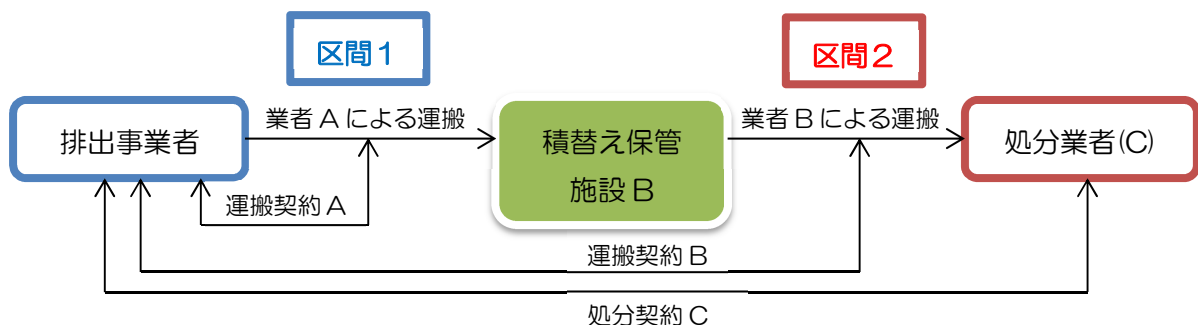
図 10-5 委託契約から処分までの流れ



④区間委託の場合

積替え保管施設等を経由して複数の運搬業者が区間を区切って運搬することを区間委託といいます。

図 10-6 区間委託の例



図のような例では、排出事業者は、A業者、B業者、C業者とそれぞれ3本の委託契約を交わす必要があります。

当県では、このような区間委託の運搬委託を契約する場合、排出事業者とそれぞれの運搬業者が一同に会して締結することを前提に、1本の委託契約書にまとめることを認めています。しかし、処分委託については、運搬業者が別途処分業の許可を有している場合を除き、別々に契約が必要です。

⑥再委託の禁止(法第14条第16項、法第14条の4第16項)

再委託とは、排出事業者と当初に委託契約を結んだ処理業者が、受託した廃棄物の処理を他の者に委託することです。再委託することで産業廃棄物処理の責任の所在が不明確になり、ひいては不適正処理を誘発する恐れがあることから、法では**再委託を原則禁止**としています。

ただし、以下の場合に限り、再委託が認められています。

(ア) 収集運搬業車輛の車検や処理施設の点検休止、行政指導に基づく受入制限などにより、再委託基準に従って、一時的に他業者に委託する場合

(イ) 処理施設の破損・事故、事業や処理施設の廃止、最終処分の埋立完了、欠格要件に該当、処理業許可の取消、改善命令や措置命令等によって、処理が困難になった場合(処理困難通知制度)

いずれの場合も**排出事業者から予め文書で承諾を得る**など、再委託基準を満たす必要があります。(施行令第6条の12、第6条の15)

(9)優良産業廃棄物処理業者認定制度

排出事業者は、適正処理を確保するため、委託先の産業廃棄物処理業者を処理料金が安価という理由だけで選定せず、信頼に値するかどうかを自らの責任で見極める必要があります。委託先の選定要件として、優良産業廃棄物処理業者であるかどうかを考慮することも、排出事業者責任を果たす上で重要です。

優良産業廃棄物処理業者認定制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な処理業者を都道府県知事等が認定するもので、優良認定された処理業者は、遵法性や事業の透明性が高く、信頼できる処理業者であるといえます。

優良認定業者は、県環境整備課 HP に掲載していますのでご覧ください。

表 10-6 優良産業廃棄物処理業者認定制度の審査項目(概要)

優良産業廃棄物 処理業者認定制度	実績と遵法性	5年以上産業廃棄物処理業を営んでいる実績があり、法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていないこと。
	事業の透明性	取得した許可の内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、一定の情報をインターネットにより一定期間以上公開していること。
	環境配慮の取組み	ISO14001 やエコアクション 21 等の認証を取得して、事業活動で環境に配慮していること。
	電子マニフェスト	電子マニフェスト(JWNET)に加入していること。



コラム

産業廃棄物処理委託契約書について

①様式について

法令で定められた様式はありませんので、法定記載事項を網羅しておれば、独自に様式を作成しても構いません。また、(公社)全国産業廃棄物連合会等が作成している様式を活用することも可能です。

②契約金額について

1月当たり、1トン当たり、1台当たり、運搬当たり又は処分1回当たり料金(単価)と収集運搬又は処分する数量が記載されている場合は、単価に数量等乗じて計算した金額が契約金額となります。

(10) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付義務(法第12条の3)

産業廃棄物管理票制度は、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、受託者(産業廃棄物処理業者)に対して管理票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した管理票の写しの送付を受けることで、委託契約どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認する制度です。

① マニフェストに係る基礎知識

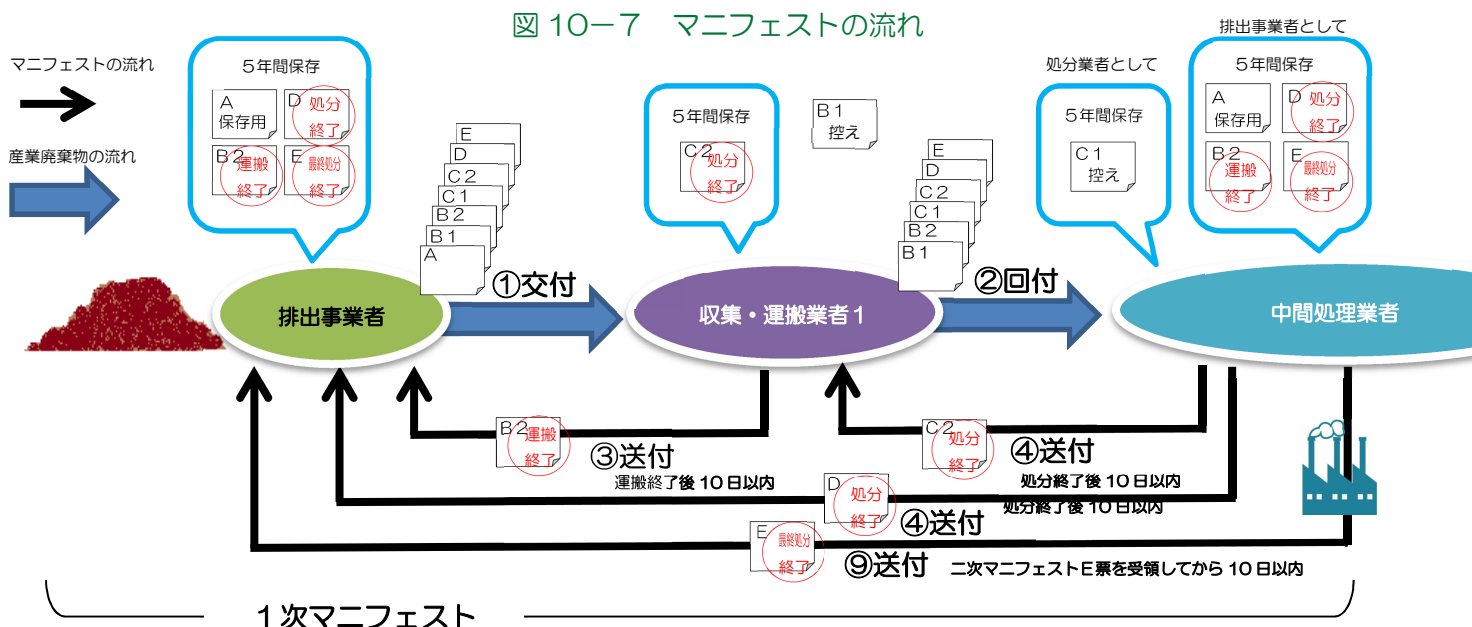
- (ア) 排出事業者は、産業廃棄物の引渡しと同時にマニフェストに必要事項を記載して交付しなければなりません。(例外規定あり。施行規則第8条の19参照)
- (イ) マニフェストの交付の前に、予め委託契約書を交わさなければなりません。
- (ウ) 少量の廃棄物の処理の際にも必ず交付しなければなりません。
- (エ) 産業廃棄物の種類ごとに交付することを原則としていますが、一体不可分で混合している場合にはこれを一つの廃棄物として管理票を交付してかまいません。
- (オ) 運搬車両ごと、行き先ごとに交付しなければなりません。同一の産業廃棄物を複数の車両で同時に運搬する場合、それを一つの引渡しとして交付することができます。
- (カ) ビルの管理者等が廃棄物の集積場所を提供する場合には、当該集積場所の提供者がマニフェストを交付してもかまいませんが、この場合でも委託契約書は個々の排出事業者が予め締結しておく必要があります。
- (キ) 交付したマニフェストの写し及び送付を受けたマニフェストの写しは**5年間保存**する義務があります。
- (ク) マニフェストの様式は様式第2号の15で定められた必要事項を満たせば各業種の特性に応じて記入欄を追加したものを使用してもかまいません。(区間委託用のマニフェストなど。)

② 措置内容等報告書について(法第12条の3第8項、施行規則第8条の29)

マニフェストの交付後、交付の日から90日(特別管理産業廃棄物の場合60日)を経過してもB2票又はD票の写しを受けない場合、交付の日から180日を経過してもE票の写しを受けない場合には、排出事業者は、その処理の状況を把握し、必要な措置を講じなければなりません。

また、講じた措置について、様式第4号又は第5号によりマニフェストの送付期限を過ぎた日から30日以内に都道府県知事等に届けなければなりません。

この報告は(ア)必要事項の記載がないマニフェストの写しの送付を受けたとき、(イ)虚偽の記載のあるマニフェストの写しの送付を受けたとき、(ウ)委託した産業廃棄物処理業者から処理困難通知を受けたときにも必要です。



③電子マニフェストの普及に向けて

紙マニフェストに代わり、パソコンや携帯電話でインターネット経由のマニフェストを交付するシステムを、環境大臣の認定を受けた(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが「JWNET」の通称で運用しています。

電子マニフェストは、事務負担の軽減や処理状況の確認が容易など様々なメリットがありますので、導入することをお勧めします。

詳しくはJWNETのホームページをご参照ください。(http://www.jwnet.or.jp/jwnet/)

なお、特別管理産業廃棄物の多量排出事業者のうち、前々年度の発生量が50トン以上の事業場を設置する者は、平成32年4月1日から電子マニフェストの使用が義務付けられる予定です。

④マニフェストの記入方法(例)

図 10-8 マニフェストの記入方法

★記入が不要の欄には斜線を引きます。

排出事業者欄
排出事業者の名称・住所・電話番号を記入します。

産業廃棄物欄
産業廃棄物の種類の該当する項目にチェックマークを入れ、名称、数量、荷姿、処分方法などを記入します。

運搬受託者欄
産業廃棄物を運搬する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

処分受託者欄
産業廃棄物を処分する業者の名称・住所・電話番号を記入します。

運搬担当者の記入欄
実際に運搬を引き受けた者が署名捺印します。

排出事業場欄
実際に産業廃棄物を出す場所の名称・所在地・電話番号を記入します。

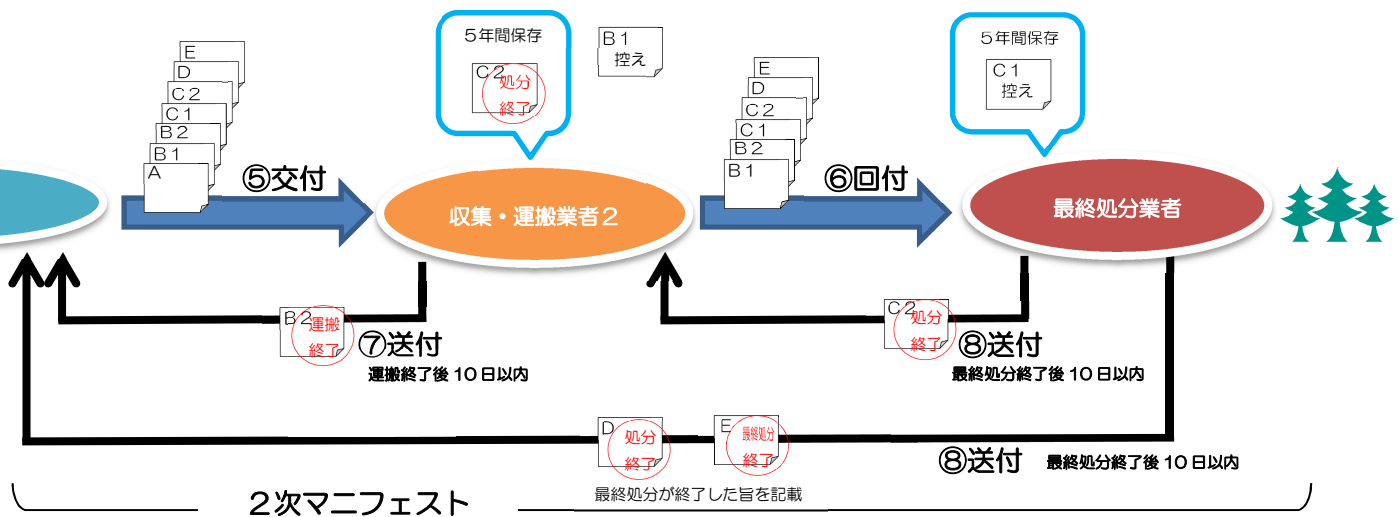
中間処理業者の記入欄
ここは記入不要です。

最終処分の場所欄
「委託契約書記載のとおり」をチェックするか、産業廃棄物が最終処分される処分場の名称・所在地・電話番号を記入します。

運搬先の事業場欄
産業廃棄物が搬入される処分業者の処分事業場の名称・所在地・電話番号を記入します。(中間処理を行う場合は中間処理業者の処分事業場の名称・所在地等を記入します)

処分業者の記入欄(斜線部)
最終処分終了年月日、最終処分を行った場所などが記入されます。

照合確認書
B2票、D票、E票が返送されてきたら、それぞれA票と照合確認し、その日付を記入します。



(11)産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況報告について(法第12条の3第7項)

排出事業者は、事業場ごとに前年度1年間の産業廃棄物管理票交付の状況について、都道府県知事等に報告しなければなりません。電子マニフェストを利用した場合は、提出義務は免除されます。

①報告の時期及び内容

毎年6月30日までに、その前年度に交付したマニフェストの交付実績

②提出義務者

ア)産業廃棄物の排出事業者、イ)二次マニフェスト交付者((特別管理)産業廃棄物処理業者)

③様式

15ページ参照(様式は県環境整備課HPからダウンロードできます。)

期限が過ぎてしまっても
保健所に相談して下さい。



④提出先及び部数

事業場の所在地を管轄する保健所(42ページ参照)に正副2部提出(届出者の控えが必要な場合は3部)

表10-7 産業廃棄物等の種類と体積(立方メートル)から重量(トン)への換算係数(参考値)

産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)	産業廃棄物の種類	換算係数(t/m ³)
燃え殻	1.14	建設混合廃棄物	0.26
汚泥	1.1	管理型混合廃棄物	0.26
廃油	0.9	安定型混合廃棄物	0.26
廃酸	1.25	シュレッダーダスト	0.26
廃アルカリ	1.13	その他混合廃棄物	(注2)
廃プラスチック類	0.35	廃電気機械器具	1.0
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)	0.35	廃自動車	1.0
紙くず	0.3	廃蓄電池	1.0
木くず	0.55	複合材(一体不可分のもの)	1.0
繊維くず	0.12	特別管理産業廃棄物の種類	換算係数(t/m³)
動植物性残さ	1.0	廃油(引火性廃油)	0.9
動物系固形不要物	1.0	廃油(特定有害産業廃棄物)	0.9
ゴムくず	0.52	汚泥(特別管理産業廃棄物)	1.1
金属くず	1.13	廃酸(強廃酸)	1.25
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.0	廃酸(特定有害産業廃棄物)	1.25
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物)	1.0	廃アルカリ(廃強アルカリ)	1.13
		廃アルカリ(特定有害産業廃棄物)	1.13
鉱さい	1.93	感染性廃棄物	0.3
がれき類	1.48	廃PCB等	1.0
がれき類(石綿含有産業廃棄物)	1.48	PCB汚染物	1.0
コンクリートがら	1.48	PCB処理物	1.0
アスファルト・コンクリートがら	1.48	鉱さい(特定有害産業廃棄物)	1.93
動物のふん尿	1.0	廃石綿等	0.3
動物の死体	1.0	ばいじん(特定有害産業廃棄物)	1.26
ばいじん	1.26	燃え殻(特定有害産業廃棄物)	1.14
13号廃棄物	1.0	指定有害廃棄物	(注2)
輸入された廃棄物	(注2)	その他特別管理産業廃棄物	(注2)

注1)種類及び係数については、環境省通知(H18.12.27環廃産発第061227006号)及び(財)日本産業廃棄物処理振興センターが電子マニフェストの処理に使用しているものを参考とした。

注2)参考値に換算係数を示していないものについては、種類・形状・形態から判断して換算すること。

平成 年月 日

産業廃棄物管理票交付等状況報告書

沖縄県知事 殿

マニフェストB2票の「運搬先の事業場」欄に記載されている住所を記入してください。（収集運搬業者の住所ではありません。）

許可番号は横込み場所の都道府県等のみを記入してください。同じ業者でも、産業廃棄物と特別管理産業廃棄物では、許可番号が異なりますので注意して下さい。

重量（単位はトン）で記載して下さい。少量の場合、小数点第3位まで記入して下さい。

産業廃棄物の種類ごと、委託先ごとに記入して下さい。

排出事業場ごとに記載してください。※短期的な工事現場が複数ある場合は、支店等できちんと区別して記載してください。

管理票を交付した年度

日本標準産業分類における事業区分（中分類）を記入して下さい。

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	事業場の所在地	事業の種類	電話番号	業種				
株式会社 工場	沖縄県 市 町 *	金属製品製造業	098-*****					
産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1 廃油	22	11	0470*****	㈱**化学	沖縄県**市**-*	0472*****	㈱**化学	
2 引火性廃油	0.002	2	0475*****	㈱**化学	沖縄県**市**-*	0477*****	㈱**化学	
3 プラスチック類(石綿含有産業廃棄物)	0.02	1	0471*****	**運送(㈱(区間委託1))	沖縄県**郡**町**-*			
4			0471*****	**環境(㈱(区間委託2))	鹿児島県**市**-*	046*****	㈱**商会	

通常は運搬先と同じになるため、記入は不要です。

積替えした場合、積替え保管場所を記入して下さい。

区間委託を行った場合は、順路に沿って氏名又は名称を記入し、その旨がわかるように「区間委託」又は「区間」と記入して下さい。 ※再委託を行った場合も同様に2段目に再委託者を記入して下さい。

産業廃棄物に係るものを明らかにすること。

欄が足りない場合は行を追加するか、適宜、別紙にするなどして下さい。

表 10-8 日本標準産業大・中分類一覧(平成 25 年 10 月改定)

大分類	中分類	大分類	中分類	大分類	中分類
A	農業, 林業	F	01 農 業	33 電 気 業	K
			02 林 業		
B	漁 業	G	03 漁 業 (水産養殖業を除く)	35 熱 供 給 業	69 不 動 産 賃 貸 業・管 理 業
			04 水 産 養 殖 業		
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	H	05 鉱業, 採石業, 砂利採取業	37 情 報 通 信 業	L
07 職 別 工 事 業 (設備工事業を除く)	39 放 送 業	73 広 告 業			
			08 設 備 工 事 業	40 イ ン タ ー ネ ッ ト 附 随 サ ー ビ ス 業	74 技 術 サ ー ビ ス 業 (他に分類されないもの)
E	製造業	I			
			10 飲 料・た ば こ・ 飼 料 製 造 業	42 鉄 道 業	75 宿 泊 業
11 織 維 工 業	43 道 路 旅 客 運 送 業	76 飲 食 店			
			12 木 材・木 製 品 製 造 業 (家具を除く)	44 道 路 貨 物 運 送 業	77 持 ち 帰 り・ 配 達 飲 食 サ ー ビ ス 業
13 家 具・装 備 品 製 造 業	45 水 運 業	N			
			14 パ ル プ・紙・ 紙 加 工 品 製 造 業	46 航 空 運 輸 業	78 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業
15 印 刷・同 関 連 業	47 倉 庫 業	80 娯 楽 業			
			16 化 学 工 業	48 運 輸 に 附 帯 す る サ ー ビ ス 業	O
17 石 油 製 品・ 石 炭 製 品 製 造 業	49 郵 便 業 (信書便事業を含む)	81 教 育, 学 習 支 援 業			
			18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品 製 造 業	50 各 種 商 品 卸 売 業	P
19 ゴ ム 製 品 製 造 業	51 織 維・衣 服 等 卸 売 業	83 医 療 業			
			20 な め し 革・同 製 品・ 毛 皮 製 造 業	52 飲 食 料 品 卸 売 業	84 保 健 衛 生
21 窯 業・土 石 製 品 製 造 業	53 建 築 材 料, 鉱 物・ 金 属 材 料 等 卸 売 業	85 社 会 保 険・社 会 福 祉・介 護 事 業			
			22 鉄 鋼 業	54 機 械 器 具 卸 売 業	Q
23 非 鉄 金 属 製 造 業	55 そ の 他 の 卸 売 業	86 複 合 サ ー ビ ス 事 業			
			24 金 属 製 品 製 造 業	56 各 種 商 品 小 売 業	R
25 は ん 用 機 械 器 具 製 造 業	57 織 物・衣 服・ 身 の 回 り 品 小 売 業	88 サ ー ビ ス 業 (他に分類さ れないもの)			
			26 生 産 用 機 械 器 具 製 造 業	58 飲 食 料 品 小 売 業	90 自 動 車 整 備 業
27 業 務 用 機 械 器 具 製 造 業	59 機 械 器 具 小 売 業	91 機 械 等 修 理 業			
			28 電 子 部 品・テ ハ イ ス・ 電 子 回 路 製 造 業	60 そ の 他 の 小 売 業	92 職 業 紹 介・ 労 働 者 派 遣 業
29 電 気 機 械 器 具 製 造 業	61 無 店 舗 小 売 業	93 そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業			
			30 情 報 通 信 機 械 器 具 製 造 業	62 銀 行 業	94 政 治・経 済・文 化 団 体
31 輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	63 協 同 組 織 金 融 業	95 宗 教			
			32 そ の 他 の 製 造 業	64 貸 金 業, ク レ ジ ッ ト カ ー ド 業 等 非 預 金 信 用 機 関	96 そ の 他 の サ ー ビ ス 業
J	65 金 融 商 品 取 引 業, 商 品 先 物 取 引 業	S			
			66 補 助 的 金 融 業 等	97 公 務 (他に分類さ れるものを除く)	
67 保 険 業 (保 険 媒 介 代 理 業, 保 険 サ ー ビ ス 業 を 含 む)	98 地 方 公 務				
		金融業, 保険業	T	99 分 類 不 能 の 産 業	

(12) 廃棄物処理責任者、特別管理産業廃棄物処理責任者の選任義務

① 産業廃棄物処理責任者の設置(法第 12 条第 8 項)

事業活動に伴い生ずる産業廃棄物を処理するために法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、事業場ごとに、産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるために、**産業廃棄物処理責任者**を置かなければなりません。

ただし、自ら産業廃棄物処理責任者となる事業場については、この限りではありません。

② 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置(法第 12 条の 2 第 8 項)

ア) 設置義務

事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場ごとに、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、環境省令で定める資格を有する**特別管理産業廃棄物管理責任者**を置かなければなりません。

イ) 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格(省令第 8 条の 17)

1. 感染性産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師
又は歯科衛生士
- ② 2 年以上、法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ③ 大学又は高等専門学校の医学、薬学、保健学、衛生学、又は獣医学を履修
- ④ ①～③と同等の知識を有すると認められる者*



2. その他の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場

- ① 2 年以上、法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- ② 大学の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学に関する科目を履修+実務経験
(廃棄物の処理に関する技術上の実務。以下同じ)2 年以上
- ③ 大学の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学以外の科目を履修+実務経験 3
年以上
- ④ 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学に関する
科目を履修+実務経験 4 年以上
- ⑤ 短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学又は農学卒で衛生工学又は化学工学以外の科
目を履修+実務経験 5 年以上
- ⑥ 高校の土木科又は化学科の学科を履修+実務経験 6 年以上
- ⑦ 高校卒で理学、工学又は農学の科目を履修+実務経験 7 年以上
- ⑧ 実務経験 10 年以上
- ⑨ ①～⑧と同等の知識を有すると認められる者*



※公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが開催する「特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会」を修了した者を上記「1. ④」「2. ⑨」に該当する者として認めています。

(13)多量排出事業者の責務(法第 12 条第9項、法 12 条の2第 10 項)

産業廃棄物を多量に排出する事業場を設置している事業者(多量排出事業者)は、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、その計画書を都道府県知事等に提出しなければなりません。

また、前年度に計画書を提出した多量排出事業者は、その処理に関する計画の実施状況について報告書を作成し、都道府県知事等に報告しなければなりません。

①報告の対象

ア)前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上である事業場

イ)特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場

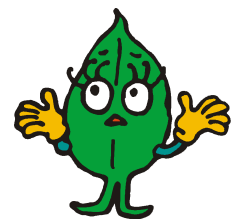
※ 電子マニフェスト使用義務者は、処理計画に電子マニフェストの使用に関する事項も記載が必要です(25 ページ(10) ③参照)。

②報告の時期

ア)計画書：当該年度の6月30日まで

イ)報告書：翌年度の6月30日まで

がんばって排出量を減らさなくちゃ！



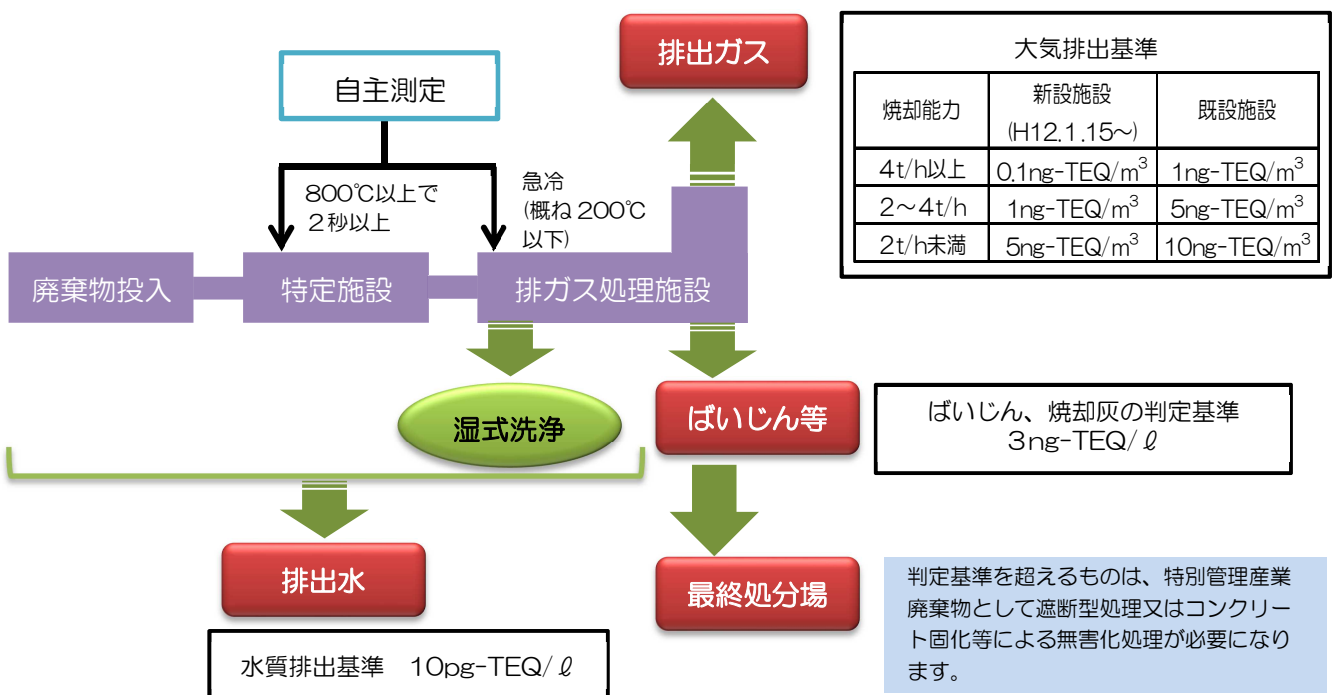
③提出先及び部数

事業場の所在地を管轄する保健所(42ページ参照)に正副2部提出(届出者の控えが必要な場合は3部) ※沖縄県HPからの電子申請を推奨しています。詳しくは県環境整備課HPを参照ください。



コラム ダイオキシン類に係る規制強化について

平成 12 年 1 月 15 日からダイオキシン類対策特別措置法が施行されたことにより、ダイオキシン類を排出する特定施設が定められました。火床面積 0.5 m²以上又は焼却能力が 50kg/h 以上の焼却施設も特定施設になったことから、該当する施設を有する事業者は、ダイオキシン類を年 1 回以上測定し、都道府県知事等に報告しなければなりません。この規制は、事業者が自ら焼却炉を設置して焼却処理する場合にも同様に適用されます。

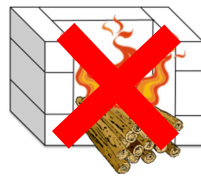


(14) 野外焼却の禁止 (法第 16 条の 2)

法は、「焼却禁止の例外」を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないと厳しく規制しています。そのため、家庭や事業場から出たごみをドラム缶やブロックで囲んで作った焼却炉で焼却することはできません。また、小型焼却炉であっても、法で定められた構造基準を満たさないものは使用できません。



ドラム缶



ブロックで囲んで
作った焼却炉



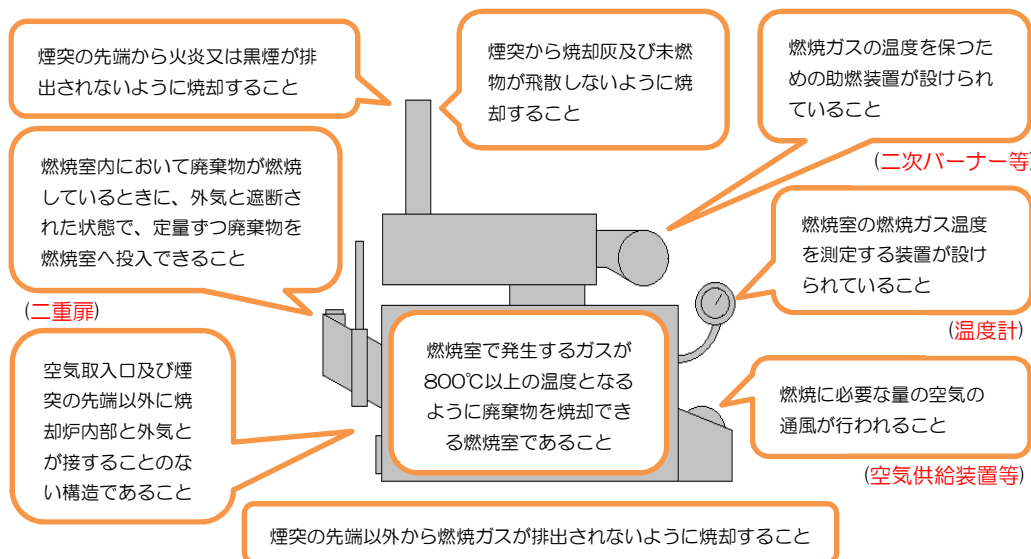
旧小型焼却炉
〔図 9-9 の基準を
満たさないもの〕

◎焼却禁止の例外規定

表 10-9 焼却禁止の例外規定

廃棄物処理法に定められた処分基準に従って行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図 9-9 を参考 ※ 産業廃棄物処理施設 (法第 15 条第 1 項) の場合、例示以外の基準が適用されます。 	
他の法令又はこれに基づく処分により行う場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜伝染病予防法に基づく死体の焼却など ・ あへん法によるあへの焼却など 	
次に挙げるもので、 公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合	<ol style="list-style-type: none"> ① 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却 ② 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却 ③ 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却 ④ 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 ⑤ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川敷の草焼き、道路敷の草焼きなど ・ 災害等の応急対策、火災予防訓練など ・ 正月の「しめ縄、門松等」を焚く行事など ・ 焼き畑、あぜの草及び下枝の焼却など ・ 魚網にかかった魚介類の焼却など ・ 落ち葉焚き、キャンプファイヤーなど

図 10-9 焼却炉の法定基準の例



野外焼却は直罰の対象となり、**5年以下の懲役**もしくは**1,000万円以下の罰金**又はこの併科、法人はさらに**両罰規定で3億円以下の罰金**に科せられます。また、近年の規制強化により、「不法焼却の未遂」、「不法焼却を目的とした収集運搬行為」も直罰の対象になりました。

備考：①基本的な構造基準の例示であり、さらに厳しい基準が適用される施設があります。
②焼却炉の規模に関わらず適用されます。
③小型焼却炉の場合には、廃棄物を1回の投入で燃やし切る方式の構造(パッチ式)でも可能です。

(15) 罰則の強化について

近年、不法投棄の増加やダイオキシン問題などが大きな社会問題となっており、廃棄物処理法が次々に改正され、**罰則および規制が強化**されています。マニフェストの虚偽の記載等の違反については、食品廃棄物の不正転売事案を受けて、罰則を強化し、廃棄物の不適正処理への対応が図られています。

① 廃棄物処理法に係る罰則規定(排出事業者に関する主な規定の抜粋)

表 10-10 廃棄物処理法に係る罰則規定

違反行為	内容	罰則
措置命令違反	生活環境保全上の支障の除去等に関する措置命令に従わないこと	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科 ※両罰規定 1,000万円以下の罰金 (投棄禁止、焼却禁止に係るものは3億円以下の罰金)
無許可業者への委託	許可を受けた処理業者等以外の者に廃棄物の処理を委託すること	
処理施設の無許可等設置	許可を受けず、又は不正の手段により廃棄物処理施設を設置すること	
処理施設の無許可等変更	許可を受けず、又は不正の手段により廃棄物処理施設を変更すること	
投棄禁止違反及びその未遂	廃棄物をみだりに捨てること(不法投棄)及びその未遂	
焼却禁止違反及びその未遂	廃棄物を法令の規定以外の方法で焼却すること(不法焼却)及びその未遂	
指定有害廃棄物の処理禁止違反	指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)を法令の規定以外の方法で処理すること	
委託基準違反	委託基準に従わずに廃棄物の処理を他人に委託すること	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科
改善命令違反	改善命令に従わないこと	
処理施設の譲受け・借受け違反	認可を受けずに廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けること	※両罰規定 300万円以下の罰金
不法投棄・不法焼却のための収集・運搬の禁止違反	不法投棄又は不法焼却を行う目的で廃棄物の収集又は運搬をすること	
産業廃棄物管理票(マニフェスト)の虚偽の記載等違反	管理票を交付せず、又は必要な事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして交付すること 送付を受けた管理票の写しを保存しないこと	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金 ※両罰規定 100万円以下の罰金
処理施設の検査前使用	廃棄物処理施設の使用前検査を受けずに施設を使用すること	6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※両罰規定 50万円以下の罰金
帳簿の備付け保存等義務違反	産業廃棄物の処理について帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は保存しないこと	30万円以下の罰金 ※両罰規定 30万円以下の罰金
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	特別管理産業廃棄物を生ずる事業場に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しないこと	
報告義務違反	法に規定する報告徴収に関して、報告をせず、又は虚偽の報告をすること	
立入検査拒否妨害忌避	法に規定する検査を拒み、妨げ、又は忌避すること	

※業務主たる法人の代表者や従業者、または業務主たる人の代理人や使用人そのほかの従業者が違反行為をした場合に、直接の実行行為者のほか、業務主たる法人または人も罰する旨の規定。

② PCB特別措置法に係る罰則規定

表 10-11 PCB特別措置法に係る罰則規定

違反行為	内容	罰則
改善命令違反	PCB廃棄物の適正処理を行わず、改善命令に違反した場合	3年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金又は併科
譲渡し又は譲受け制限違反	環境省令で定める場合を除き、PCB廃棄物を譲渡し又は譲受けた場合	
PCB廃棄物の保管状況の届出等義務違反	ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者が法に規定する届出をしない、又は虚偽の届出をすること	6月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金
相続、合併又は分割の届出等義務違反	保管事業者の相続、合併又は分割により事業を継承した法人の承継の無届出又、虚偽の届出等	30万円以下の罰金
立入検査拒否妨害忌避	条例に規定する検査を拒み、妨げ、又は忌避すること	

(16) 主な業種ごとの処理について

① オフィス系廃棄物の処理について

事業活動に伴って排出される廃棄物のうち、産業廃棄物には該当せず、一般廃棄物として処理される廃棄物を便宜的に「事業系一般廃棄物」と区別して取扱っています。

表 10-12 事業系一般廃棄物の例

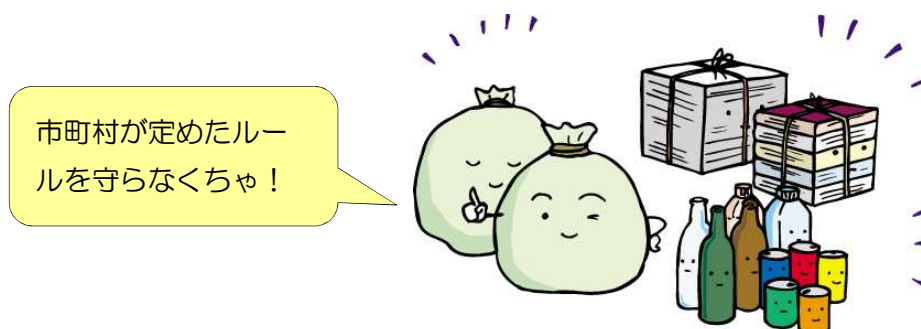
	分類	種類	引渡し先
事業系一般廃棄物	生活系廃棄物	● し尿・生活排水、残飯、包装紙、布きれ	市町村の許可を受けた処理業者
	産業廃棄物の業種指定によらず、通常一般廃棄物として処理される廃棄物	● びん、缶、ペットボトル、弁当がら、ペン類 ※市町村によって取扱が異なります。	
	産業廃棄物の業種指定に該当しない廃棄物	● 廃棄書類(印刷業・建設工事等から出るものを除く) ● 木製机・イス・棚(家具製造業・建設工事等から出るものを除く) ● 剪定枝(建設工事から出るものを除く) ● 食品残さ(食品製造業から出るものを除く)	
	各種法律によって処理方法が定められている廃棄物	● テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機(それぞれ業務用除く) …家電リサイクル法 ● パソコン…資源有効利用促進法 ● 使用済自動車…自動車リサイクル法	製造メーカー、小売店等
	処理困難物	● スプリング入りマット・ソファ、薬剤・農薬等 ※市町村廃棄物処理計画で処理困難物として指定されたもの	市町村が指定した処理業者

また、事務所・店舗等から出る金属製の机・イス・棚、OA 周辺機器、蛍光灯等については、通常、産業廃棄物として処理されています。(5 ページ：産業廃棄物一覧を参照)

事業系一般廃棄物は、通常の一般廃棄物と同様に市町村に処理責任がありますが、排出事業者は、市町村の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託するなどし、市町村が指定する廃棄物処理施設まで運搬する必要があります。

事業系一般廃棄物の委託契約については、産業廃棄物の委託契約時のような契約やマニフェストに係る規定はありませんが、産業廃棄物の委託契約に準じて、運搬業者の許可期限や事業場の処理状況をよく確認することが大切です。

上の表はあくまでも例示ですので、詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。



②建設系廃棄物の処理について

建設系廃棄物は、発生場所が一定しないことや廃棄物を取扱う業者が多い(下請構造)などの特殊性から、不法投棄などの不適正処理につながる事例が見受けられます。

建設系廃棄物の適正処理を図るためには、排出事業者においては、建設廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化等その他適正処理のための責任を果たすとともに、発注者等の排出事業者以外の関係者においても、それぞれの立場に応じた責務を果たすことが重要です。

表 10-13 建設系廃棄物の種類(例)

	品名	例示	処理の区分
産業廃棄物	廃プラスチック類	発泡スチロール等こん包材、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃ビニール・シート類	安定型(※1)
	ゴムくず	天然ゴムくず	安定型
	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプ、保安堀くず	安定型(※1)
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、製品の製造過程で生じるコンクリートブロック、インターロッキングブロックのくず、タイル衛生陶磁器くず、耐火れんがくず(※がれき類に該当するものを除く。)	安定型(※1)(※2)
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 ①コンクリート破片 ②アスファルト・コンクリート破片 ③れんが破片	安定型(※1)
	汚泥	含水率が高く微細な泥状の掘削物 掘削物を標準ダンプトラックに山積みできず、またその上を人が歩けない状態	管理型
	木くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる木くず(具体的には型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材、抜根・伐採材、木造解体材等)	管理型
	紙くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる紙くず(具体的には包装材、段ボール、壁紙くず)	管理型
	繊維くず	工作物の新築、改築、又は除去に伴って生ずる繊維くず(具体的には廃ウエス、縄、ロープ類)	管理型
	廃油	防水アスファルト、アスファルト乳剤等の使用残さ(タールピッチ類)	管理型
	建設系混合廃棄物	安定型産業廃棄物と管理型産業廃棄物が混在するもの	管理型
特別管理産業廃棄物	廃油	揮発油類、灯油類、軽油類	—
	廃PCB等及びPCB汚染物	トランス、コンデンサ、蛍光灯安定器	
	廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物	

※1 有機性のものが付着・混入したものは管理型産業廃棄物 ※2 石膏ボードを除く。



コラム

平成14年5月から建設リサイクル法がスタート!

一定規模以上の建築物や土木工作物の解体工事、新築工事の実施にあたり、特定建設資材の分別、再資源化が義務づけられるとともに、「工事の届出」が必要となりました。

【対象建設工事】

- 1) 建築物の解体工事では床面積 80m² 以上
- 2) 建築物の新築又は増築の工事では床面積 500m² 以上
- 3) 建築物の修繕・模様替え等の工事では請負代金が1億円以上
- 4) 建築物以外の工作物の解体工事又は新築工事では請負代金が500万円以上

【特定建設資材】

- 1) コンクリート、2) コンクリートと鉄からなる建設資材、3) 木材、4) アスファルト・コンクリート

【工事の届出】

工事着手の7日前までに発注者から県土木事務所又は市(建築主事を置く市)に届出

50km 以内に再資源化施設がない場合などは、焼却等の縮減ができます。

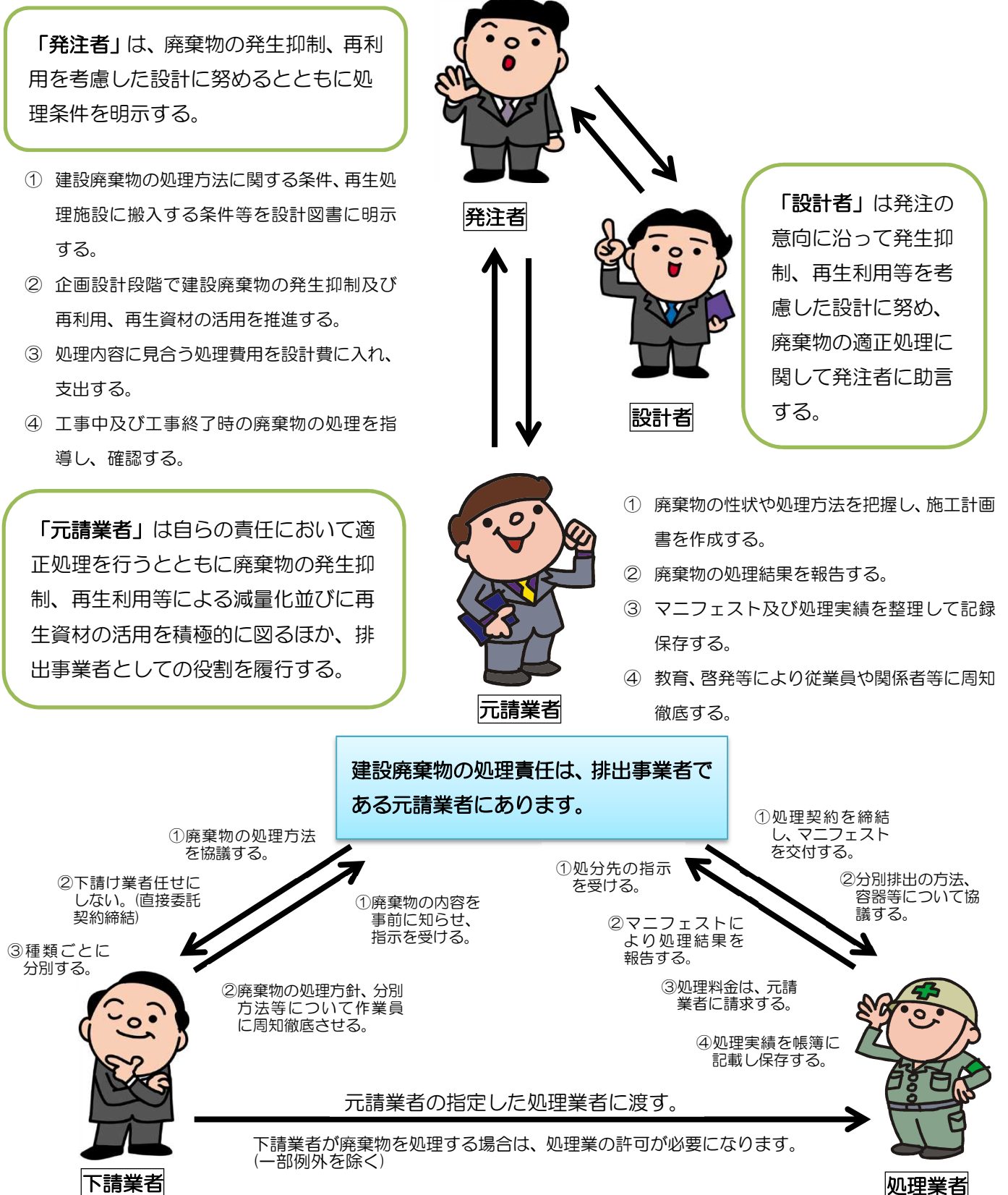


◎建設工事関係者の役割分担

それぞれの工事関係者の役割を例示します。

詳しくは、通知「建設廃棄物処理指針(平成 23 年 3 月 30 日)」をご確認ください。

図 10-10 建設工事関係者の役割分担



③医療系廃棄物の処理について(感染性廃棄物処理マニュアルより)

医療機関等^(※)から排出される廃棄物は、下の図のように大別されます。

※病院、診療所、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設、試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に限る。)

図 10-11 医療系廃棄物の分類

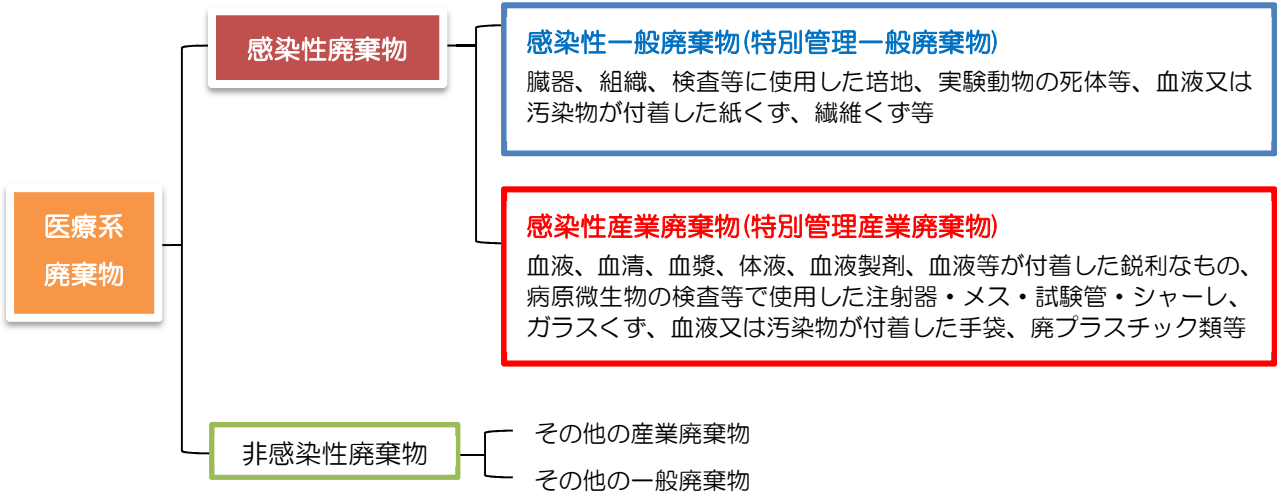
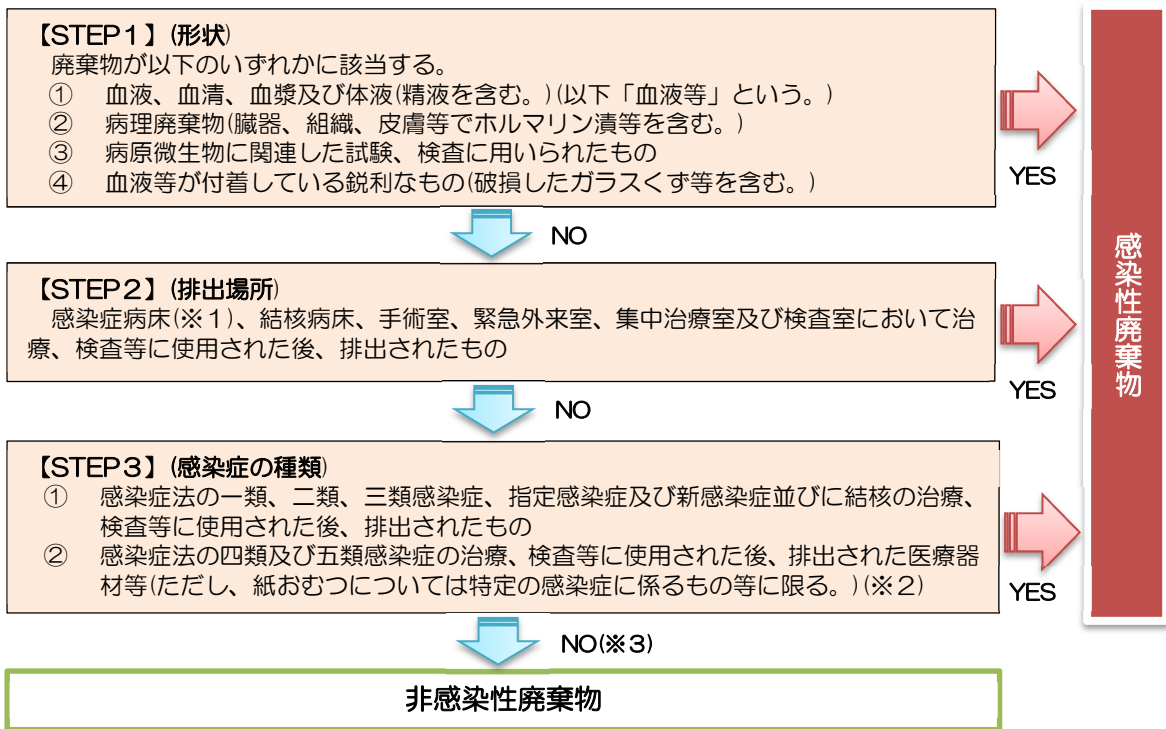


図10-12 感染性と非感染性の判断フロー図



判断フローの留意事項

次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとして下さい。

- 外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 - 血液等が付着していない鋭利なもの(破損したガラスくず等を含む。)
- (※1) 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、指定感染及び新感染症の病床
- (※2) 医療器材(注射針、メス、ガラスくず等)、ディスポーザブルの医療器材(ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バッグ、リネン類等)、衛生材料(ガーゼ、脱脂綿等)、紙おむつ、標本(検体標本)等
 なお、インフルエンザ、麻疹、レジオネラ症等の患者のおむつは、血液等が付着していなければ感染性廃棄物ではありません。
- (※3) 感染性・非感染性は通常このフローで判断可能ですが、このフローで判断できないものについては、感染のおそれがあると医師等(医師、歯科医師及び獣医師)により判断される場合は感染性廃棄物として取扱い下さい。

◎医療機関等における感染性廃棄物の管理

(ア) 特別管理産業廃棄物管理責任者の選任と感染性廃棄物処理計画の策定

施設内における感染事故を防止し、感染性廃棄物を適切に分別、保管、処理するため、必ず**特別管理産業廃棄物管理責任者**を選任することが必要です。(資格を有する者は29ページをご覧ください。)

また、感染性廃棄物処理計画を策定し、関係者に周知徹底することが必要です。

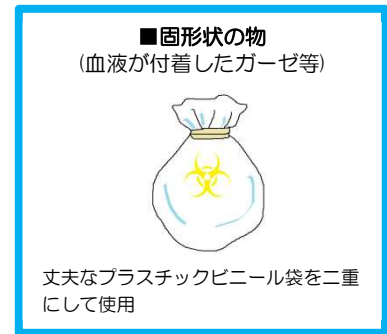
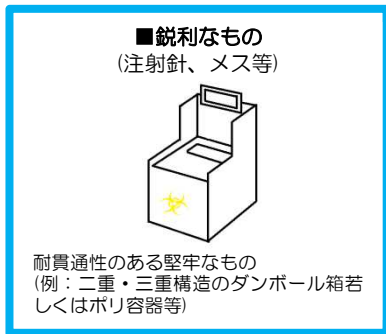
(感染性廃棄物の排出量が50トン以上の場合、県に特別管理産業廃棄物処理計画を提出する必要があります。)

(イ) 発生源において他の廃棄物と分別してください。

診察室、処置室、検査室など発生源で分別しましょう。後で分けると危険です。

感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物を区別せず、感染性産業廃棄物として委託することもできます。

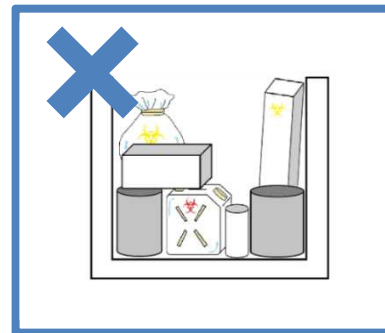
(ウ) 容器は種類別に用意し、バイオハザードマーク等により感染性廃棄物である旨を表示して必ず性状ごとに分けてください。



(エ) 保管は極力短時間とし、他の廃棄物と分けて下さい。

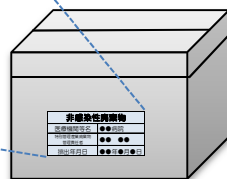


腐敗性のものは冷蔵庫へ



(オ) 非感染性廃棄物は、それとわかるようラベルを付けましょう。

非感染性廃棄物	
医療機関名	●●病院
特別管理産業廃棄物管理責任者	●●●●
排出年月日	●●年●月●日



■保管場所の表示

注意

- 感染性廃棄物保管場所につき関係者以外立入禁止
- 許可なくしてこん容器等の持出禁止
- こん容器等は破損しないよう慎重に取扱うこと
- こん容器等の破損等を見つけた場合は下記へ連絡してください

管理責任者○○○○
連絡先 TEL○○○○

感染性廃棄物を施設内で滅菌し、非感染性廃棄物として処理する場合には、「感染性廃棄物処理マニュアル」で示された方法に従ってください。

④農林・畜産系廃棄物の処理について

沖縄県内における産業廃棄物の発生量を業種別にみると農業に由来したものが最も多く、全体の約4割を占め、中でも動物のふん尿がその大半を占めています。

農林・畜産業から発生する廃棄物は、次のように分類されます。

表 10-14 農林・畜産系廃棄物の例

	種類	具体例
産業廃棄物	廃油	農業用機械の廃潤滑油、燃料等の残り
	廃酸・廃アルカリ	廃農薬(液状のもの)
	廃プラスチック類	ハウス用ビニール、マルチポリ、テープ、プラボトル、農機具からの廃タイヤ、肥料袋(ビニール製)等
	金属くず	使用済み農薬缶、ハウス用パイプ、農耕機等
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	使用済み農薬びん等
	木くず	製材所等から生じる木材片、木皮、おがくず等
	動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場における家畜の解体等に伴って生じる不要物
	家畜ふん尿	畜産農業に係る牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどのふん尿
	家畜の死体	畜産農業に係る牛、馬、豚、めん羊、山羊、にわとりなどの死体
一般事業系廃棄物	木くず	伐根、伐採木、剪定枝 (建設工事に伴うものを除く)
	紙くず	肥料袋(紙製)等
	繊維くず	天然繊維ロープ類等

◎留意事項

- ◆ 農業用ビニール等を農業協同組合等が集積場所を提供して集積した後、処理委託する際には、当該集積場所の提供者の名義でマニフェストを交付することが可能ですが、この場合においても、処理責任は個々の事業者であり、産業廃棄物処理の委託契約は、それぞれの事業者が行わなければなりません。また、この場合、マニフェスト交付等の事務の代行について覚書等でしっかりとルールを定めておく必要があります。
- ◆ 家畜ふん尿については、一定規模以上の畜産農家(※)は、家畜排せつ物法の管理基準に係る規制を受けますが、**保管基準や処理基準は廃棄物処理法の基準が適用されます。**肥料等として利用できる状態になるまでは廃棄物です。

※牛 10 頭以上、豚 100 頭以上、鶏 2,000 羽以上、馬 10 頭以上。詳しくは県畜産課へ確認ください。

- ◆ 家畜の死体は、原則、化製場で処理しなければなりません。

◎許可不要に係る例外規定

- ◆ と畜場又は食鳥処理場で生じた固形状の不要物のみの収集又は運搬を行う者
- ◆ 動物の死体(畜産業に係る牛の死体)のみの収集又は運搬を行う者
- ◆ 化製場において、動物の死体のみの処分を業として行う者

肥料化、飼料化、廃プラスチック類の燃料化など有効活用が期待される分野だ！



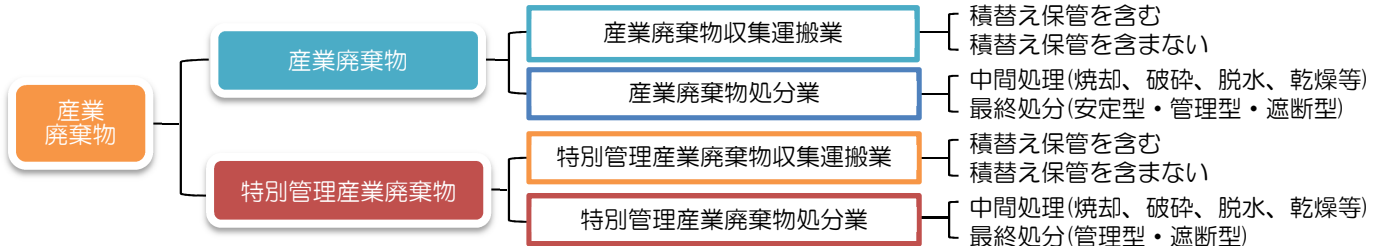
11. 産業廃棄物の処理の概要



(1) 産業廃棄物処理業の許可の区分

取扱う廃棄物の種類や処理の方法によって許可の区分又は事業範囲が分けられています。

図 11-1 産業廃棄物処理業の許可の区分



(2) 産業廃棄物処理施設(法第 15 条第 1 項)

施行令第 7 条で定める一定規模以上の産業廃棄物処理施設を設置しようとする場合には、設置許可を受ける必要があります。この設置許可は、自ら排出した産業廃棄物のみを処理する場合にも必要です。また、他人の廃棄物を受け入れて処理する場合は、施設設置後に、産業廃棄物処分業の許可を受ける必要があります。

また、県では、設置許可申請の前に、予め地域住民等に情報を公開し、地域の理解の下で設置計画が進められるよう「事前協議」の手続きを「沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」で定めています。詳しくは県環境整備課 HP をご覧ください。

表 11-1 産業廃棄物処理施設(法第 15 条第 1 項)の種類と規模要件

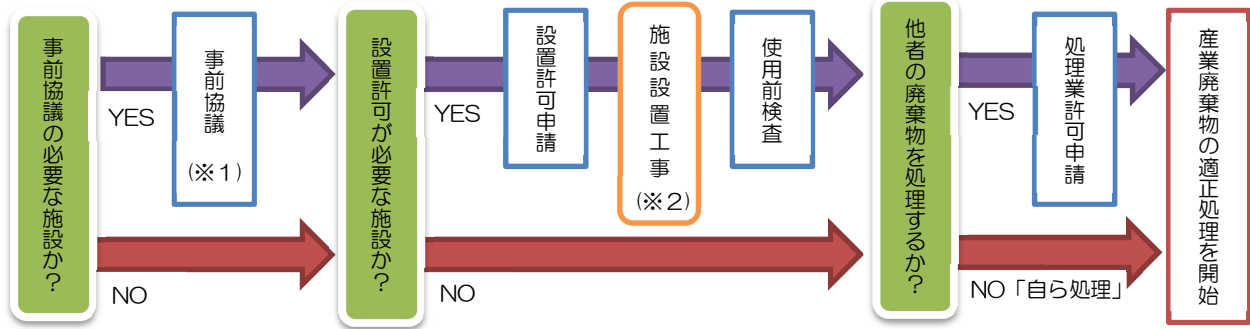
施設等の種類(番号は施行令第 7 条の号番号)		施設設置許可の規模要件	事前協議(※ 1)
法第 15 条第 1 項	①汚泥の脱水施設・②乾燥施設	処理能力：10m ³ /日超	×
	②汚泥の天日乾燥施設	処理能力：100m ³ /日超	×
	③汚泥の焼却施設(PCB等を除く)	処理能力：5m ³ /日超	○
		処理能力：200kg/時間以上 火格子面積：2m ² 以上	
	④廃油の油水分離施設	処理能力：10m ³ /日超	×
	⑤廃油の焼却施設(PCB等を除く)	処理能力：1m ³ /日超	○
		処理能力：200kg/時間以上 火格子面積：2m ² 以上	
	⑥廃酸・廃アルカリの中和施設	処理能力：50m ³ /日超	×
	⑦廃プラスチック類の破碎施設	処理能力：5t/日超	×
	⑧廃プラスチック類の焼却施設(PCB等を除く)	処理能力：100kg/日超	○
		火格子面積：2m ² 以上	
	⑧-2 木くず又はがれき類の破碎施設(※ 2)	処理能力：5t/日超	×
	⑨金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	全て	○
	⑩水銀等を含む汚泥のばい焼施設		
	⑩-2 廃水銀等の硫化施設		
	⑪シアン化合物の分解施設		
	⑪-2 廃石綿等・石綿含有産業廃棄物の溶融施設		
	⑫PCB等の焼却施設		
	⑫-2 PCB等の分解施設		
⑬PCB等の洗浄施設又は分離施設			
⑬-2 産業廃棄物の焼却施設(③⑤⑧⑫以外)	処理能力：200kg/時間以上 火格子面積：2m ² 以上		
⑭最終処分場	イ 遮断型 □ 安定型 ハ 管理型	全て	○
その他	積替え又は保管施設	—	○
	焼却又は熱分解のための保管施設	—	○
	熱分解施設	—	○

※ 1 施行令第 7 条の規模要件以下であっても、焼却施設、熱分解施設については、処分業に係る許可等を受ける場合には事前協議の対象となります。

※ 2 排出事業者が設置する移動式破碎機は当面の間、許可不要とされています。

※ 3 「超」の場合は、基準となる数値を含みません。例：5m³/日超は5m³を含みません。

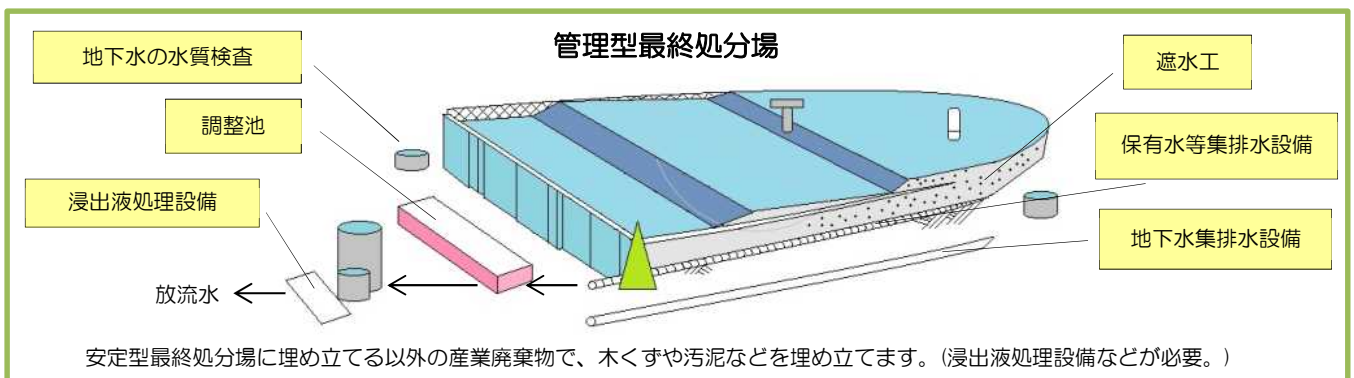
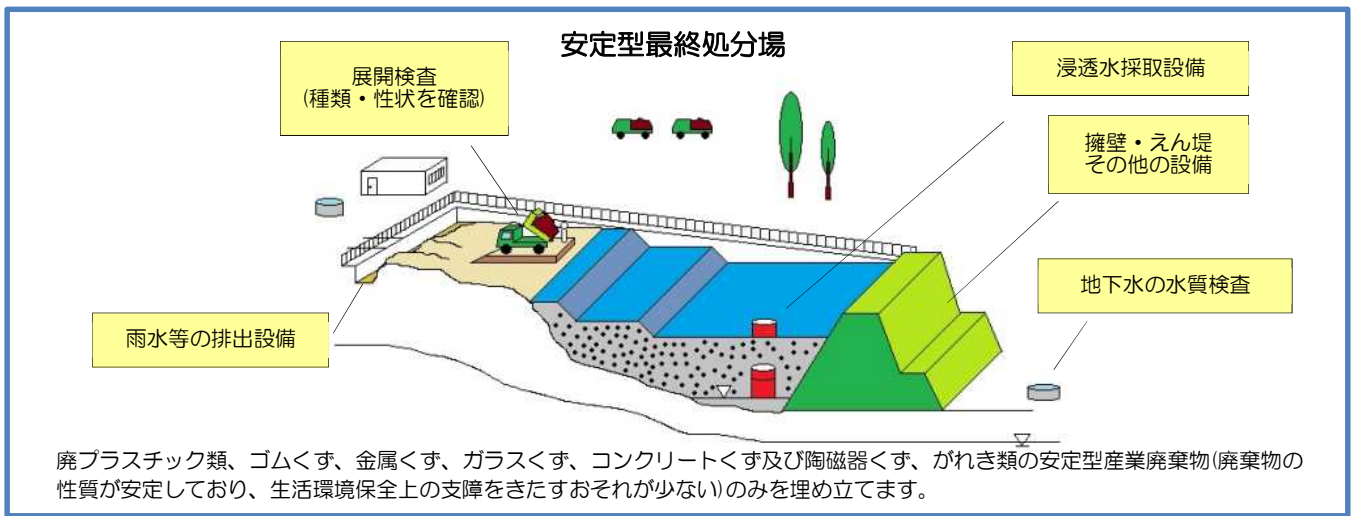
図 11-2 廃棄物処理施設の設置フロー図



※1 規模によっては事前協議の代わりに、環境影響評価法又は条例に基づくアセスメントが必要になります。
 ※2 許可取得後に着手。

(3)最終処分場の種類

図 11-3 産業廃棄物最終処分場の種類



(4) 産業廃棄物処理施設設置者の義務

技術管理者の選任(法第 21 条)

処理施設の設置者は、処理施設の維持管理に関する技術上の基準に関する業務を行うための**技術管理者**を選任しなければなりません。

技術管理者の資格は施行規則第 17 条において要件が定められています。また、これらと同等以上の知識及び技能を有する者として(一財)日本環境衛生センターが開催する技術管理者講習会の修了した者としています。

※産業廃棄物処理責任者の選任については、29 ページをご覧ください。

定期検査(法第 15 条の 2 の 2)

処理施設の設置者(焼却施設、最終処分場等)は、その処理施設に関する「技術上の基準(法第 15 条の 2 第 1 項第 1 号)」について、定期(5 年 3 ヶ月以内ごと)に都道府県知事等の検査を受けなければなりません。

維持管理情報の公開(法第 15 条の 2 の 3 第 2 項)

処理施設の設置者は、設置許可申請書に記載した維持管理計画に従って、維持管理を行い、その情報をインターネット等により公表しなければなりません。

帳簿の備付けと保存(法第 12 条第 13 項)

処理施設の設置者は、施行規則第 8 条の 5 に規定する事項を記載した帳簿を備え、1 年ごとに閉鎖し、事業場ごとに 5 年間保存しなければなりません。

事故時の措置(法第 21 条の 2)

特定処理施設(※)の設置者は、生活環境保全上の支障を生ずるような事故が発生した場合には、直ちに応急措置を講じ、速やかに講じた措置を都道府県知事等に報告しなければなりません。

※法第 15 条第 1 項施設及び小型焼却炉、熱分解施設、廃プラスチック固形燃料化設備など。



コラム

手元マイナス(逆有償)について

排出したものが有償売却される場合には、有価物として扱われることとなり、廃棄物としての規制を受けなくなりますので、通常の商取引のように売買契約で取引されます。

しかし、排出事業者が運送費を負担した時、売却代金と運送費を相殺すると排出事業者側に経済的損失(手元マイナス)がある場合には、廃棄物に該当し、受入側の事業者が再生利用するまでの間は廃棄物処理法の規制を受けます。

なお、国の通知では、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用する事業者へ有償で引き渡す場合において、物の性状や取引価値の有無等を踏まえた上で、受入側の事業者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても良いとされています。

他者にとっては有価物であるものでも、排出事業者にとってはそもそも不要なものなので、通常の商取引を行っていると思っていたものが、実は有償譲渡を偽装した廃棄物の不適正処理に繋がっている可能性もあります。

排出事業者は、有償売却する場合でも廃棄物処理法の規制の対象となる収集運搬や処分(再生を含む)行為がないか慎重に判断した上で、受入側の事業者と取引を行う必要があります。

○売却代金 > 運送費の場合は、通常の商取引。

○運送費 > 売却代金の場合は、廃棄物処理法の規制を受ける。ただし、受入業者が一定の条件をクリアし、再生利用又はエネルギー源利用する場合は、受入業者が占有者となった時点以降は有価物と扱っても良い。



12. 沖縄県における産業廃棄物処理業の許可について



沖縄県で産業廃棄物処理業の許可を受ける際の基本的事項を紹介します。

県環境整備課HPに、許可区分ごとに申請の手引きを掲載していますので、詳しくはそちらをご覧ください。

(1) 許可の種類

① 新規許可・更新許可

産業廃棄物処分業を始めるにあたっては、業を始めようとする区域を管轄する都道府県知事等に申請を行い、許可を受ける必要があります。

産業廃棄物処分業の許可の有効期間は5年(優良基準適合者は7年)となっていますので、業を継続する場合は、許可の有効期間が切れる前に、更新許可申請を行ってください。

なお、許可の有効期限内に更新許可申請がなされていれば、更新許可がなされるまでの間は、有効期間満了後も以前の許可で処理業を行うことができます。

② 変更許可

許可取得後、事業の範囲(取扱う産業廃棄物の種類又は処分の方法)を変更しようとするときは、あらかじめ変更許可を受けなければなりません。

なお、事業の範囲を一部廃止する場合(取扱う産業廃棄物の種類又は処分の方法の減)は、変更届になります。詳しくは申請の手引きを参照ください。

(2) 許認可の申請先

那覇市が中核市に移行したことにより、那覇市内で行う廃棄物処理業については、那覇市長の許可が必要になりました。ただし、積替えを伴わない収集運搬業で、県内全域で業を行う場合には県の許可だけで業を行うことができます。詳しく是那覇市廃棄物対策課(TEL: 098-951-3231)にお問合せ下さい。

(3) 申請方法等

① 申請の受付場所(主たる事業所の所在地を管轄する保健所)

表 12-1 各保健所の連絡先と管轄区域

保健所名	電話番号・住所	管轄区域
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636 名護市大中2-13-1	名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村
中部保健所 環境保全班	098-938-9787 沖縄市美原1-6-28	沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村
南部保健所 環境保全班	098-889-6799 南風原町字宮平212	浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501 宮古島市平良字東仲宗根476	宮古島市、多良間村
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243 石垣市字真栄里438	石垣市、竹富町、与那国町

②提出部数：正副2部(申請者の控えが必要な場合は3部)

副本は、正本の写しで構いません。

③申請手数料：「沖縄県使用料及び手数料条例」に基づき、申請手数料が必要です。

④講習会修了証：それぞれの業の種類に応じた講習会を受講し、修了する必要があります。講習会修了証の有効期限は、新規課程5年間、更新課程2年間です。

(問い合わせ先)

●公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター

TEL：03-5275-7111(代表) 03-5275-7115(教育研修部)

⑤審査について

審査には3ヶ月程度の期間を要します。書類の不備等がある場合は、さらに時間を要することがあります。県環境整備課HPに申請の種類ごとに審査期間を掲載していますので、詳細はそちらをご覧ください。

審査にあたっては、次の事項を確認します。

(ア)施設に係る基準

適切な運搬車や運搬容器を有すること。産業廃棄物の種類ごとに適切な処理施設を有すること。現場確認及び書類審査により審査します。

(イ)申請人の能力基準

業を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。また、業を継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。なお、知識については上記の講習会修了証、技能については、(一財)日本環境衛生センターが認定する講習会の修了証で確認します(産業廃棄物処理施設の設置を伴う場合)。

(ウ)欠格要件

暴力団関係者、他法令で禁固刑以上の執行を終えてから5年を経過しない者、過去5年間に法人又はその役員が廃棄物処理法等に違反し、その許可を取消された者などの要件が設けられています。

⑥他法令手続きについて

産業廃棄物処理施設を設置する予定の土地について、環境関連法規及び、環境関連法規以外の他法令(都市計画法、建築基準法、農地法、農業振興法等)に係る規制の有無を、予め関係機関に確認し、必ず所定の手続きを行ってください。

⑦事前協議の手続きについて

「沖縄県産業廃棄物処理施設等の設置に関する指導要綱」で事前協議が必要と定められた施設(積替え保管施設、焼却施設、熱分解施設、有害物質の処理施設、最終処分場等)を設置するにあたっては、予め同要綱に基づき事前協議が必要となります。

申請を行う前に、まずは「**講習会の受講!**」。他法令の手続きも忘れずに!
各講習会は、**毎年県内であるとは限りません!**前もってチェックを!

詳しくはHP掲載の申請の手引きを見てね!



13. 報告徴収、立入検査、改善命令等に係る権限について



ここでは、産業廃棄物の不適正な処理又はそのおそれについて覚知した際に、都道府県知事等が行使することができる報告徴収、立入検査、改善命令等について説明します。

報告徴収(法第 18 条)

排出事業者、(特別管理)産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設設置者その他関係者に対し、廃棄物の保管、収集・運搬もしくは処分又は施設の構造もしくは維持管理に関して必要な報告を求めることができる。また、廃棄物の疑いがある物についても報告を求めることができる。

求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者は罰則の対象となり、30万円以下の罰金に処せられる。

立入検査(法第 19 条)

都道府県知事等は、その職員に事務所、事業所、車輛、(特別管理)産業廃棄物処理施設等のある土地又は建物等に立ち入らせ、帳簿書類、その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で収去させることができる。また、廃棄物の疑いがある物についても検査させることができる。

立入検査もしくは収去を拒否したり、妨害したり又は忌避したりした者は罰則の対象となり、30万円以下の罰金に処せられる。

改善命令(法第 19 条の3)

(特別管理)産業廃棄物の保管基準又は処理基準に適合しない保管、収集・運搬又は処分が行われたときには、その行為者に対し、期限を定めて、処理の方法の変更等の必要な措置を行うよう命ずることができる。

改善命令に違反したときは、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金又はこれらを併科される。

措置命令(法第 19 条の5) ・ 排出事業者への措置命令(法第 19 条の6)

(特別管理)産業廃棄物の保管基準又は処理基準に適合しない保管、収集・運搬又は処分が行われた場合、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、期限を定めて、その支障の除去等の措置を講ずべきことを命ずることができる。

措置命令に違反したときは、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれらを併科される。

対象：①不適正な処理を行った者、②不適正な委託を行った者、③マニフェストに係る義務に違反した者
④当該違反を要求し、依頼し、もしくは唆し又は助けた者

※排出事業者が適正な処理料金を払っていないとき、当該違反を知っていた又は知りえたときには、適正な排出事業者であっても措置命令の対象になることがあります。



コラム 環境省通知「行政処分の指針(平成 25 年 3 月 29 日)」について

国は産業廃棄物の不適正処理による生活環境保全上の支障を生じる事態を未然に防止し、廃棄物処理に対する国民の不安感を払しょくするため、積極的かつ厳正に行政処分を行うよう各都道府県等に通知しています。

また、各違反行為に対する行政処分の基準を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の3等に係る法定受託事務に関する処理基準について(平成 23 年 3 月 15 日)」で示しています。

廃棄物の処理に関連した各種リサイクル法



表 廃棄物の処理に関連した各種リサイクル法

法律名	目的	対象	ポイント
家電リサイクル法	小売業者、製造業者等による特定家庭用機器廃棄物の収集運搬、再商品化等を適正かつ円滑に実施	一般廃棄物・産業廃棄物 ●エアコン ●テレビ ●冷蔵庫・冷凍庫 ●洗濯機・衣類乾燥機	【関連行為の義務化】 消費者 ：小売業者への引渡し、費用の支払い(後払い) 小売業者 ：消費者からの引取り、製造業者への引渡し 製造業者 ：小売業者からの引取り、リサイクル(再商品化) ⇒指定法人((一財)家電製品協会)へ委託可能
自動車リサイクル法	自動車製造業者等による使用済自動車の引取り・引渡し・再資源化を適正かつ円滑に実施	一般廃棄物・産業廃棄物 ●四輪自動車	【関連行為の義務化】 所有者 ：引取業者への引渡し、費用の支払い(前払い) 引取業者 ：廃車の引取り、フロン類回収業者への引渡し フロン類回収業者 ：フロンの回収、解体業者への引渡し 解体業者 ：廃車の解体、エアバック類回収、破砕業者への引渡し、有用部品分別 破砕業者 ：廃車の破砕、自動車メーカーへの引渡し、有用金属分別 自動車メーカー ：シュレッダーダスト、フロン類、エアバック類のリサイクル ⇒指定再資源化機関((公財)自動車リサイクル促進センター)へ委託可能 【関連業者の許可(登録)制の導入】 引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破砕業者
容器包装リサイクル法	容器包装廃棄物の排出抑制・分別収集と再商品化を促進	一般廃棄物 【容器】 ●ガラス容器 ●ペットボトル ●紙製容器 ●プラスチック製容器 【包装】 ●包装紙	【関連行為の努力義務】 消費者 ：分別排出 市町村 ：分別収集 特定事業者 ：リサイクル(再商品化) ※特定事業者： ●容器・包装を利用する中身の製造業者 ●容器製造業者 ●小売・卸売業者 等 ⇒指定法人((公財)日本容器包装リサイクル協会)へ委託可能
建設リサイクル法	特定の建設資材の分別解体と再資源化を促進	産業廃棄物 ●コンクリート ●コンクリート・鉄 ●木材 ●アスファルト・コンクリート	【関連行為の義務化】 発注者 ：都道府県知事への事前届出 工事の受注者 ：分別解体、リサイクル(再資源化) 【関連業者の登録制の導入】 解体工事業
食品リサイクル法	食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進	一般廃棄物・産業廃棄物(食品製造業から発生) ●流通過程における消費段階での売れ残りや食べ残し ●製造、加工、調理の過程での動植物性残さ ※家庭ごみは対象外	【関連行為の義務化】 食品関連事業者 ：再生利用 ※食品関連事業者 ●食品の製造業・加工業・卸売業・小売業 ●飲食店業 【関連業者の登録制の導入】 再生利用事業者
小型家電リサイクル法	使用済小型電子機器等に利用されている金属等を回収し、再資源化の促進、資源の有効利用の確保	一般廃棄物 パソコン、携帯電話等施行令で定める品目	【関連行為の努力義務】 消費者 ：分別排出 事業者 ：分別排出、再資源化業者への引渡し 市町村 ：分別収集、再資源化業者への引渡し 小売業者 ：消費者による適正な排出の確保 製造業者 ：再資源化費用の低減等



(1) 適正処理・委託契約関係

Q 廃棄物の処理を委託したいのですが、業者名簿は公開していますか？

A 環境整備課HPに掲載しています。
事業範囲などの詳細は、委託契約時に必ず許可証で確認してください。

Q 処理業者の許可証に記載されている期限が切れていますが、委託できますか？

A 廃棄物処理法では、許可の有効期限までに更新申請を行えば、審査期間もその許可は効力を有するとされています。当該業者が更新申請を行っているか申請書の写しなどを確認してください。

Q 県外に廃棄物を搬出する場合には、各区間の運搬業者との契約書を1つにまとめて良いですか？

A 区間委託を行う場合には、事業者とそれぞれの運搬業者が一同に会して締結することを前提に、1つの委託契約書にまとめることは認めています。
ただし、処分の委託については、運搬業者が別途処分業の許可を有している場合を除き、別々に契約が必要です。

Q 廃棄物を県外に処理する場合には、特別な手続きがありますか？

A 特にありません。
ただし、他自治体の多くは、条例や要綱等で受入れに係る事前協議の手続きを定めていることが多く、その場合には事前に受入先の都道府県知事等の承認を受ける必要があります。なお、当県では他県からの受入れに係る事前協議制度は設けていません。

Q 県では処理施設の現地確認を義務化していますか？

A 廃棄物処理法第12条第7項では、事業者が産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物の処理状況に関する確認を行い、適正処理を確認しなければならないとしています。県では、その規定に従って、定期的に現地確認するよう推奨しています。

Q 期限を過ぎてもマニフェストの写しが送付されてこないのですが、どうすれば良いですか？

A 送付期限から30日以内に都道府県知事等に「措置状況等報告書」を提出しなければなりません。ただちに現場の状況等を確認し、委託した廃棄物の回収又は再委託などの措置を行った上で報告することになります。

Q 再委託してよいか電話で連絡がありましたが、どうすれば良いですか？

A 再委託を行う際には、必ず書面による承諾が必要になります。
なぜ再委託をする必要があるのか、十分に理由を検討した上で承諾してください。

Q マニフェストを紛失してしまいました。どうすれば良いですか？

A マニフェストには再発行制度がないことから、収集運搬業者又は処分業者がそれぞれ保管しているB票やC票のコピーをもらい、必要事項を追記して保管してください。

Q マニフェストはどこで入手できますか？

A 全国の産業廃棄物協会では有償配布しています。
一般社団法人沖縄県産業廃棄物協会(TEL：098-878-9360)にお問い合わせください。

Q 廃棄物を再生利用している者に引き渡す場合、マニフェストの交付は必要ですか？

A 再生利用する場合でも、再生利用する者に引渡すまでは廃棄物に該当するので、運搬を委託する際には引渡すまでの経路について、マニフェストの交付と保存が必要です。なお、有償(輸送費も含めて)で引き取る者に引渡す場合にはマニフェストの交付は不要ですが、確実に再利用されることを確認する必要があります。

(2) 自ら運搬・処理関係

Q 廃棄物を処分場まで自分で運搬する時の注意することは？

A 16 ページで紹介した「自己運搬」と「運搬に伴う積替え・保管」をご覧ください。

Q 移動式破砕機を設置したいのですが、許可は必要ですか？

A 排出事業者が自ら利用のために設置する移動式破砕機は、当面の間許可は不要とされています。ただし、排出事業場以外とは別の場所に、がれき類等を集約して処理する場合は、許可が必要となります。

Q 建設汚泥を自ら利用したいのですが、県と調整が必要ですか？

A 道路の地盤改良等で出てくる建設汚泥については、適正に処理されれば埋め戻し材等に再利用できることから自ら利用が認められています。当県では予め環境対策等について県と協議する制度を設けています。県環境整備課にご相談ください。

Q 工事で出たコンクリート破片を自己所有地の埋め戻し材として利用は可能ですか？

A 建設工事から出たコンクリート破片は産業廃棄物のがれき類に該当しますので、そのまま埋め立てた場合には、不適正処理として指導を受けることとなります。再利用するためには、廃棄物ではなく、建設資材として品質を満たしていることが必要です。

一般的には、破砕一粒度調整(20~40mm 程度)の工程を経たものと考えており、沖縄県リサイクル資材評価認定制度(ゆいくる材)の認定基準を1つの目安としています。

※ 沖縄県リサイクル資材評価認定制度については、土木建築部技術・建設業課へお問い合わせください。

Q 精密機器等の特殊な機器を処理するには、産業廃棄物のどの品目として処分すれば良いですか？

A 原材料や含有物質(重金属等)について、製造メーカーに問い合わせるなどして把握する必要があります。製造メーカーが把握できない場合には、検査機関に分析を依頼し、原材料や含有物質(重金属)の使用の有無を確認し適正に処理することが必要です。

Q アスファルト舗装版を切断した際に生じた濁水は産業廃棄物に該当するのでしょうか？

A 産業廃棄物の汚泥に該当しますので、適切に回収し、処理する必要があります。
また、水を使用しない乾式のカッターで切断した際に生じる粉体は、産業廃棄物のがれき類に該当します。

Q 型枠を小型焼却炉で焼却した後に生じた燃え殻は、そのまま肥料として利用しても良いですか？

A 産業廃棄物の燃え殻に該当しますので、そのまま肥料と称して利用すると、不適正処理として指導を受けることになります。再利用するためには、廃棄物ではなく、肥料として品質を満たしていることが必要です。

一般的には、肥料取締法に基づく肥料登録を受けていることを1つの目安としています。

(3)石綿・PCB・水銀廃棄物関係

Q 事務所を建て替える予定ですが、石綿の有無をどう確認すれば良いですか？

A 建築当時の設計図書等から確認してください。また、使用されている建材の商品名が分かる場合には、メーカーに問い合わせることも考えられます。疑わしい建材があれば専門の分析機関に分析を依頼し、確認してもらいましょう。

Q 石綿は県内で処理できますか？

A 飛散性の廃石綿等は、県内に許可を受けた処理業者がないため、県外で処理しなければなりません。非飛散性の石綿含有産業廃棄物は、飛散防止措置を講じた上で県内の安定型最終処分場で埋立処分することができます。

Q 石綿を含む接着剤を使用した部位を研磨して生じた粉体は、どう処理すれば良いですか？

A 石綿が飛散するおそれがありますので、廃石綿等として取り扱ってください。また、その他石綿を含む建材の除去作業で生じた粉体の取扱いについても同様に取り扱いください。判断に困る場合には、最寄りの保健所又は県環境整備課にご相談ください。

Q 県内に石綿やPCBの分析機関はありますか？

A 石綿については、(公社)日本作業環境測定協会HPで分析機関が紹介されています。また、PCBについては、(一社)日本環境測定分析協会HPで紹介されています。

Q 使用中の電気機器にPCBが含まれているか調べるにはどうすれば良いですか？

A 9 ページの「PCB廃棄物の判定方法」をご覧ください。ほか、(一社)日本電気工業会HPをご覧ください。

Q PCB廃棄物の保管のみを他人に委託することができますか？

A 保管を委託した者及び委託を受けた者双方ともに禁止されている譲渡し及び譲受けの行為に該当し、罰則の対象となりますので絶対に行ってはなりません。

Q 水銀を含む体温計の破損により漏えいした水銀は、どう処理すれば良いですか？

A 特定施設に該当する施設において使用していた体温計が割れて漏えいした水銀は、特別管理産業廃棄物の廃水銀等として処理してください。それ以外の施設(事務所等)において漏えいした水銀は、破損した体温計と一緒に袋に密閉するなどし、特別管理産業廃棄物の廃水銀等と同様な取扱いで処理することが望ましいです。

また、水銀使用製品産業廃棄物は安定型最終処分場で埋立処分できませんので、注意してください。

産業廃棄物処理委託チェックリスト



排出事業者は、産業廃棄物を処理する責任があります。産業廃棄物の処理を委託する場合には、引き渡して終了ではなく、排出してから最終処分まで適正に処理されているか確認し、はじめて排出事業者の責任を全うしたことになります。以下の項目を満たし、適正な処理の委託を行っているかチェックしてみましょう。

産業廃棄物の委託

- 収集運搬及び処分の委託に際して、許可業者に委託していますか。
- 委託する産業廃棄物の種類に対応した許可業者ですか。
(廃棄物の種類は適切ですか。特別管理産業廃棄物の場合には、特別管理産業廃棄物の処理業許可が必要です。)
- 収集運搬業者、処分業者それぞれと事前に書面で直接契約していますか。
- 中間処理業者の処理施設及び処理能力を確認していますか。
(努力義務ですが、処理施設等を実地確認することは、適正処理を確保する上で大切なことです。)
- 中間処理業者だけではなく、中間処理業者の先の最終処分業者についても把握していますか。
- 適正な処理料金ですか。極端に安くありませんか。あるいは不当な安価な金額で処理を強要していませんか。
(適正な処理料金を支払っていない場合には、措置命令の対象となる可能性がありますので注意が必要です。)
- 委託契約書の内容は十分ですか。

<input type="checkbox"/> 産業廃棄物の種類と数量	<ul style="list-style-type: none"> • 運搬委託の場合 <input type="checkbox"/> 運搬先所在地
<input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理業に係る事業の範囲	
<input type="checkbox"/> 受託者に支払う料金	<ul style="list-style-type: none"> • 運搬委託で積替え保管する場合 <input type="checkbox"/> 所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管の上限 <input type="checkbox"/> 安定型産業廃棄物の場合、他の産廃との混合の可否
<input type="checkbox"/> 委託契約の有効期限	
<input type="checkbox"/> 委託する産業廃棄物の性状・荷姿及び取り扱う際の注意事項	
<input type="checkbox"/> 委託業務終了時の受託者からの報告に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> • 処分（再生）委託の場合 <input type="checkbox"/> 処分先所在地、処分方法、施設の処理能力 <input type="checkbox"/> 最終処分所在地、最終処分方法、施設の処理能力
<input type="checkbox"/> 委託契約解除の場合の未処理廃棄物の取扱い	
<input type="checkbox"/> 許可証写しの添付	

特別管理産業廃棄物の場合は、委託前に種類、数量、性状、荷姿及び取扱い上の注意事項を文書で通知していますか。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付

- 産業廃棄物を引き渡す際に、引渡しと同時にまた、種類及び運搬先ごとにマニフェストを交付していますか。
- マニフェストは定められた様式を使用し、名称及び所在地等を記載していますか。

マニフェストの確認（処理終了確認）

- 交付したマニフェストが定められた期限までに返送されていますか。
(産業廃棄物の処理は90日以内、特別管理産業廃棄物の処理は60日以内、最終処分は180日以内です。もし返送されない場合は、状況を把握し、適切な措置をとり、県に報告しなければなりません。)
- 返送されたマニフェストに処理業者の記入が全て行われていますか。記載内容や日付に不審な点はありませんか。
- 返送されたマニフェストの最終処分場所は、処分業者との委託契約書に記載された場所となっていますか。

書類の管理・保管等

- 契約書は契約終了の日から5年間保管していますか。
- マニフェストは、写しの送付を受けた日から5年間保管していますか。
- 特別管理産業廃棄物の処理に関しては帳簿を作成し適正に記載していますか。また5年間保存していますか。

年度毎の実績報告

- 毎年度、6月末までにマニフェスト交付実績について、管理票交付等状況報告書を保健所に提出していますか。